
自治会活動の手引き



西条市連合自治会

目次

第1章 自治会の役割	1
第2章 自治会の組織・運営	3
第3章 自治会加入促進について	15
第4章 自治会における防災活動	17
第5章 西条市連合自治会	24
第6章 市への意見・提言・要望について	25
第7章 市からの各種支援等	27
第8章 自治会と関わりの深い市の担当課・窓口	31

【資料編】

- 資料1 事務引継書作成例
- 資料2 加入呼びかけ時のQ&A
- 資料3 加入促進挨拶状（参考文例）
- 資料4 加入促進のチラシ
- 資料5 指定緊急避難場所・指定避難所一覧
- 資料6 地域課題提出票
- 資料7 市役所庁舎レイアウト
- 資料8 西条市市民活動支援センターの紹介
- 資料9 西条市地域コミュニティ基本指針



第1章 自治会の役割

1 自治会とは

自治会とは、一定の地域内に住む人々が、自主的に構成する任意の団体です。

地域内に住んでいる人は、だれでも会員になることができます。性別、年齢などの条件はなく、日常生活の中での様々な地域課題を解決し、住民同士が協力・連携して自分たちのまちを住みやすくしていくことを目的としています。

現在、市内には約520の単位自治会が組織され、それぞれの地域で自治会活動を行っています。

自治会は地域で安全・安心に暮らしていくために重要な役割を担っていますが、一方で、自治会加入率は低下し続けている状況にあり、このことは自治会活動を行っていく上で、たいへん大きな課題となっています。

2 自治会の役割

自治会は、自分たちのまちを住みよいまちにするため、生活環境の整備や福祉の向上などの地域課題に取り組む組織として、住民の生活に直結した重要な役割を担っています。

(1) 地域住民の親睦と連帯の場

地域の行事や運動会、祭りなどを通じて、お互いの顔が見える人間関係をつくり、楽しさを共有することにより、地域の交流が深まり、信頼関係が育まれます。住民間の連帯と協調を深めることは、明るい地域社会づくりにもつながります。

(2) 地域課題の発見と解決の場

ごみステーションの維持・管理、道路・公園の管理、防災・防犯などの地域環境の整備に関する諸問題は、個人や家庭では解決するのが難しく、地域の住民が力を合わせなければ解決できない問題です。

これらの問題について、自治会では、十分話し合い、利害を調整し、地域全体の共通課題として、一つずつ解決していきます。

(3) 行政との協働

地域の声を行政に反映するため、行政とのパイプ役を担います。

地域において、行政と自治会が、それぞれの役割を認識し、自治会だけでは解決できない課題について、行政と協働で解決していきます。

3 自治会の活動

(1) 親睦活動

会員の交流と親睦を目的に、盆踊り、祭り、カラオケ大会、文化祭、軽スポーツ、運動会など、気軽に参加できる各種の行事を行っています。

(2) 環境美化活動

ごみステーションの設置や管理を行うとともに、一斉清掃、緑化活動などの環境美化活動を行っています。

(3) 交通安全・防犯活動

子どもの見守り活動、防犯パトロール、防犯灯の設置・維持管理をはじめ、交通事故の防止や犯罪のない安心して住める地域づくりに取り組んでいます。

(4) 自主防災活動

地震・水害・火災等の災害に備え、自主防災組織の編成、防災訓練・防災講習会を開催しています。

災害等に見舞われたときの近隣の助け合い活動（互助）、地域の安全は地域で守る（互助）は、自治会の大きな役割です。

(5) 情報提供活動

自治会からのお知らせや地域情報等を放送や回覧を用いて情報提供し、会員の情報共有に努めています。

(6) 行政への意見・要望

道路の整備、道路照明の改善やごみ問題など、日常生活上の身近な課題、地域の声を行政に反映するため、行政とのパイプ役を担います。

(7) 集会所の整備と維持管理

自治会活動の拠点施設である地域の集会所（自治会館）の整備・維持管理を行います。

第2章 自治会の組織・運営

自治会は、地域における自主的な団体であり、その活動には、地域の人々が、様々なかたちで参画します。会員の方々が楽しく、活発に活動できるよう、自治会の運営は民主的に進めることが求められます。

1 自治会規約（会則）

自治会は、自主的に結成される任意団体です。そのため、法令などにより規約や会則を作ることが義務付けられている訳ではありませんが、自治会が民主的な組織となるためには、会員にわかりやすく、会員相互で納得のいく規約（会則）が定められていることが大切です。

規約（会則）に定める内容については、一般的には、次のような事項があります。

なお、規約（会則）では、重要な事項だけを定めて、軽易な事項は、細則や役員会の決定に委ねるという方法もあります。

（1）総 則

目的、名称、区域、事務所などの事項

（2）会 員

会員資格、会費、入会・退会などの事項

（3）役 員

役員の種別、選任方法、職務、任期などの事項

（4）会 議

総会・役員会の開催、招集、定足数、表決権などの事項

（5）会 計

資産の構成・管理・処分、事業計画及び予算、事業報告及び決算、会計年度などの事項

（6）その他

規約の変更、解散などの事項

2 自治会役員

自治会は、会員の年齢層も広く、地域のたくさんの人で構成される組織です。

会員の親睦と活発な自治会活動を進めるうえで、その中心となる自治会長や役員の方々には、次のような役割が期待されます。

役 割

- 幅広く住民が参加できるような工夫をすること
自治会は、幅広い年齢層で構成されています。多くの会員が活動に参加し、活動を楽しめるよう配慮しましょう。
また、多くの会員とコミュニケーションを図り、会員がどんなことを望んでいるか、どんなことに不安を感じているかといった情報を集めましょう。
- 役割を分担し、みんなで活動すること
自治会長だけで様々なことを抱え込まず、他の役員や班長と協力しましょう。
また、特定の役員等に負担が掛からないように配慮しましょう。
- 相手の立場に立って考え、話を聞くこと
自治会は、会員みんなで円滑に運営されなくてはなりません。会員同士がお互いに認め合い、理解しあって活動できるように心がけましょう。
- 他人のプライバシーを守ること
自治会長になると、会員名簿をはじめ、会員の秘密やプライバシーを知る機会が増えます。特に最近では、個人情報の保護も重要になってきていることから、会員のプライバシーを尊重し、秘密を守りましょう。
- 自分の言動に責任を持つこと
自治会長は、地域の代表です。地域のリーダーとして会員の模範となるよう心がけましょう。
- 後継者を育成すること
後継者の育成も大切な仕事です。組織の活性化のためにも常に後継者を発掘し、次代のリーダーを育てることが大切です。
自治会活動は幅広い分野にわたり、地域の特性も異なります。また、地域での人間関係などの積み重ねが必要なことが多くあり、普段から様々な経験を積んでもらうようにして、地域に合ったリーダーを育てていきましょう。

● 引き継ぎをきちんと行うこと

名簿や書類は、きちんとファイルにまとめ、次の会長に引き継ぎましょう。また、地域の懸案事項などは、口頭ではなく、可能な限り文書で引き継ぐことを心がけましょう。

⇒ 資料1 事務引継書作成例

役員構成

自治会の役員は、一般的に次の役員で構成します。自治会の規模や加入世帯数に応じて、役割を分担しましょう。

(1) 会 長

会をまとめる最高責任者であり、対外的には自治会の意思を伝える代表者となります。また、校区（地区）連合自治会、各種団体の会議や行事に出席することもあります。

(2) 副会長

会長を補佐し、会長が不在の時には職務を代行します。複数の副会長を置いて、分野ごとの統括責任者としている自治会もあります。

(3) 会 計

現金の出納や通帳の管理、会計帳簿等の整備、備品の管理など自治会の出納責任者となります。

(4) 監 事（監査）

会計帳簿や領収書などを確認し、会計処理や事業運営が適正に行われているかを監査し、総会で報告します。監事（監査）は、その役割上、他の役員と兼務するべきではありません。

(5) 班 長（組長）

自治会の区域を班（組）に分けている場合に、まとめ役として会員の意見を役員会に伝え、また、決定された内容を会員に伝えるとともに、班（組）内の会費の徴収や、回覧板などの情報伝達の役割を担います。

(6) 専門部長

防災、防犯、福祉、体育、お祭りなど専門部の責任者として、自治会の各種活動分野を統括します。

役員の選出方法と任期

役員等の選出には、選挙・推薦・抽選・輪番制など、いろいろな方法がありますが、それぞれの自治会の事情に応じた方法を工夫することが必要です。ただし、抽選や輪番制を採用する場合は、小さい子どもや介護を要する家族を抱える世帯、又は高齢者だけの世帯などについては、配慮が必要になる場合もあります。

自治会の発展と運営の継続性の確保のために、会長経験者がアドバイザー役として残ったり、任期を2年として1年ごとに役員の半分ずつ改選したりする方法や、副会長が翌年会長になるというような工夫をしている自治会もあります。

3 自治会の会議

(1) 総会

総会は、自治会員の総意で自治会の方針を決定する会議であり、会員にとって最も重要なものです。年間の事業計画や予算・決算、役員改選などの重要事項は必ず総会で提案し、会員の審議・議決を経て実施していくことが自治会の円滑な運営のためにも必要です。

- ・ 通常総会・・・事業報告と決算、新年度の事業計画と予算、新役員の選出などの重要事項を審議し、議決を行う会議です。
- ・ 臨時総会・・・緊急に解決すべき課題が生じた際など、必要に応じて開催する会議です。

(2) 役員会・専門部会

役員会は連絡、情報交換、方針決定などのために開催され、総会での議決を要しない会務の執行について審議します。

専門部会は、自治会活動を効果的に進めるために、会の組織を体系的、目的別に分けて活動する部門であり、中核的な役割を果たす部門だと言えます。

自治会の活動は、生活環境の整備、福利厚生、レクリエーションなど範囲も広く、内容も様々です。これらの活動を一部の役員だけの負担や活動で終わらせないためにも、専門部会の役割は大切です。専門部会の活動は会員の参加意欲を高め、活動を充実させます。

(3) 規約（会則）を再確認

会議ごとの審議事項、定足数、表決権、招集、委任状や議長・議事録署名人の選出などについて、きちんと規約で定められているか、再確認しましょう。

(4) 議事録について

会議ごとに以下の事項を記載した議事録を作成しましょう。

- 開催日時及び場所
- 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- 開催目的、審議事項及び議決事項
- 議事の経過の概要及びその結果
- 議事録署名人の選任に関する事項

4 自治会の事業計画

自治会の事業計画は、自治会活動を進めるうえで重要なものです。年間計画を立て、無理のない範囲で活動することが大切です。

自治会は、人も予算も限られていますので、今年は「清掃活動に力をいれよう」、「防災・防犯力を向上させよう」など、重点目標を決めて取り組めば、会員にも活動の意図が伝わりやすいかもしれません。

また、参加者が減少し、固定化している事業などは、話し合ってみ直すことも必要です。

事業計画を立てる際の注意点

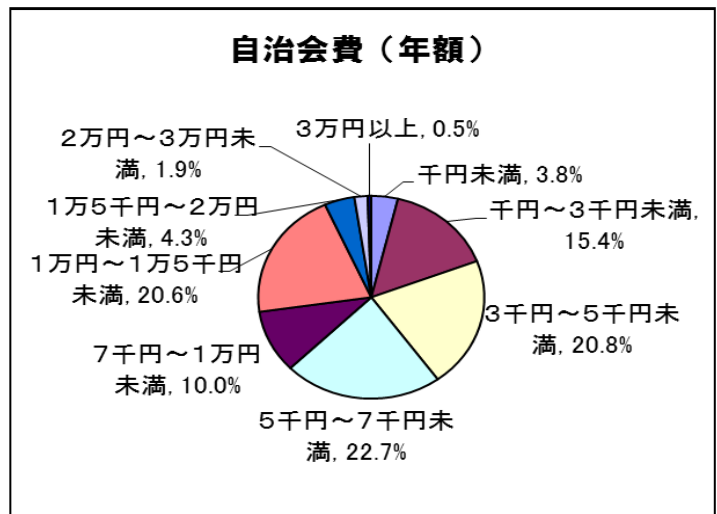
- できるだけ多くの声を聞き、事業計画に反映させましょう。
- 多くの方が参加できるよう事業内容や実施方法を工夫し、子どもやお年寄りも参加できる内容になるように配慮しましょう。
- 事業計画は総会で議決を得て、会員が納得して参加できるようにしましょう。

5 自治会の予算及び会費

予算は、自治会が行う事業に基づいて編成され、会費の額は予算に基づいて算出されます。予算や会費については、自治会の運営や会員意識に大きな影響を与えることがありますので、会員の納得を得られるものにしなければなりません。

会費の額については、地域で話し合っ不公平感を与えないような金額、算定基準とし、その金額、基準については、規約で定める、総会で議決するなどにより、会員に広く知らせることが望ましいと考えます。

会費の額の参考として、平成22年に西条市連合自治会が調査したアンケート結果では、西条市内の自治会では、会費は「5千円～7千円未満」が一番多く、次に「3千円～5千円未満」、「1万円～1万5千円未満」の順となっています。



（平成22年度自治会に関するアンケート調査結果より抜粋）

6 自治会の会計

会計は、自治会活動に伴って発生する様々な収入・支出の現金の流れを管理し、帳簿に記録するとともに、領収書などの証拠書類を整理・保管し、現金や通帳などを保管する一連の事務です。会計担当者は、会員が納入した会費を収入、保管、支出するという出納事務や通帳の管理を行うという職務上、正確な事務の執行が求められます。

また、盗難や紛失などのリスクと自治会の財産を預かる役員の負担を分散させるために、通帳を会計が保管し、印鑑を他の役員が保管するなど、印鑑と通帳を別々に管理することが望ましい方法だと言われています。

収 入

自治会の収入の大部分を占めるのが、会員から納入される会費です。班長（組長）が会費を集めて、会計に持参することが多いようですが、会費を払った会員に領収書を渡すことはもちろん、班長（組長）と会計の間でも、会費を引き継いだ日時、金額などを書面で残すと安心です。

会計は、預かった会費を厳重に管理し、こまめに預金するなど現金を手元に置かないよう心がけましょう。手元にある会費から支出して、残額を預金するという方法は望ましくありません。

収入の処理

- 収入科目（会費、寄付金、助成金など）と収入の明細（年月日、金額、収入先、単価、人数など）を帳簿に記載します。
- 預金した後は、通帳の金額と帳簿に記載した金額に相違がないか確認します。

会費の集金について

会費の集金は、気の重い役回りです。
会費の支払いを渋る方もいるかもしれません。

集金を担当する方の負担を考慮し、月払いと年間一括払いのどちらでも選べるようにしたり、止むを得ない事情で支払いができない会員がいる場合は、会費の減免や支払い猶予について、基準を定めたりするなど、弾力的な会費徴収を行いましょう。

支 出

物品の購入などで支出した場合は、必ず帳簿に記載し、領収書や振込伝票などの関係書類を保管しましょう。また、テントや机など、備品として管理することが適当なものは、台帳に記載して管理しましょう。

支出の処理

- 支出科目（会議費、備品購入費、印刷費、〇〇事業費など）と支出の明細（年月日、金額、支出先、購入品名、単価、数量など）を帳簿に記載します。
- 領収書、振込伝票などは、日付順に整理し、保管します。
- 領収書の金額と帳簿に記入した金額に相違がないか確認します。

予算書及び決算書

年度当初には、その年度の収入・支出の見込みをまとめた予算書を作成します。予算書の作成については、前年度の決算状況や事業計画を考慮して作成しましょう。

また、年度末には、その年度の収入・支出の実績をまとめた決算書を作成します。予算書と決算書については、どちらも総会での議決を得ることが必要です。

会 計 監 査

決算書を作成したら、監事（監査）が、帳簿、通帳、領収書などをチェックし、適切に会計処理がされているかを確認します。適正に執行されていることが確認できれば、監査報告書に署名・押印し、総会で報告します。

会計監査の留意点

- 帳簿や決算書の金額と領収書などの金額は一致しているか。
- 領収書などは全て揃っているか。
- 決算書の差引残高（繰越金）と通帳残高が一致しているか。
- 備品を購入した場合、購入年月日、数量、単価、保管場所を台帳に記載しているか。
- 会の目的や事業目的に適さない支出がないか。

7 自治会の法人化

従来、自治会（地縁による団体）には法人格が認められていなかったため、自治会が土地や建物などの不動産を所有していても、自治会名義で登記ができず、会長や役員などの個人名義で登記されていました。

個人名義での登記の場合、名義人の死亡や転居により、名義変更や相続などの問題が生じることがあります。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会が法人格を取得することにより、自治会の名義で不動産等の登記ができるようになりました。

また、これまでは、現に不動産または不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることが認可の要件でしたが、令和3年5月に地方自治法が一部改正されたことにより、地縁による団体は不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。（令和3年11月26日施行）

認可地縁団体

平成3年の地方自治法の一部改正によって、自治会等が一定の手續の下に市長の認可を受ければ、法人格を取得できるようになり、不動産等を自治会等の名義で登記することが可能になりましたが、このように一定の手續の下に法人格を取得した団体を「認可地縁団体」といいます。

令和5年4月末日現在、市内には100の認可地縁団体があります。

認可地縁団体の要件

(1) 地縁による団体のある区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

※ 青年団や婦人会のように、性別、年齢による制限がある団体や、スポーツ団体のように、活動の目的が限定されている団体については、地縁団体とはいえません。

(2) 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

(3) 地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数（最低過半数）の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約を定めており、規約中に①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が必ず記載されていること。

認可申請の手續

地域的な共同活動を円滑に行うため、自治会の法人化を検討される場合は、市役所（市民協働推進課 地域組織係）へご相談ください。

認可後の手続き

地縁団体として認可後、市はその旨を遅滞なく告示することになっており、認可地縁団体は、この告示で法人となったこと及び告示事項を第三者に対して対抗できるようになります。

告示された事項（主に団体の代表者、事務所の所在地）について変更があった場合は、代表者が告示事項変更届出書に告示された事項に変更があったことを証する書類（総会議事録の写し）を添えて、市に届け出をしなければなりません。

また、規約（会則）を変更する場合には、市に変更の認可を申請し、認可を受ける必要があります。

8 個人情報取り扱いについて

個人情報は、上手に使える顔の見える関係づくりに役立ちます。お互いの顔や名前を知り合うことで、信頼関係や支え合いが育まれ、安心して暮らせる地域社会の実現につながります。

個人情報の保護は必要ですが、過度の対応は地域のつながりを弱くし、地域の活動や災害時の助け合いなどに支障をきたします。個人情報は、適正な管理を行うとともに、いざという時のため、有効に活用することが必要です。

個人情報保護法は、個人の権利利益を保護することを目的に制定され、平成17年4月に施行されました。平成29年5月までは、5,000件を超える個人情報を事業活動に利用している事業者が対象だったため、5,000人以下の自治会等の団体には法律の適用がありませんでした。

しかし、個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日以降は、自治会を含む全ての事業者は個人情報保護法のルールに沿った取り扱いが求められます。

ここでは、自治会において、個人情報の取り扱いが必要となる会員名簿の作成を例に、個人情報保護法に沿った適切な取り扱いについてご説明します。

なお、すでに取得している個人情報については、新たに取得し直す必要はなく、情報を安全に管理していれば問題はありません。

個人情報の取扱いのポイント

個人情報の取扱いのルールの基本は、「自分の情報がどこでどのように扱われるかを自分で決められること」です。

本人が知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないように配慮していれば、基本的な取り扱いに問題はありません。ルールを踏まえて上手に活用しましょう。

- (1) 個人情報を取得するときは、使用目的を決めて、本人に伝えること
 - ・使う目的（例：会員名簿を作成し、会員に配布するため）を明らかにし、掲示・回覧・各戸配布などの方法であらかじめ公表する必要があります。

- (2) 個人情報は決められた目的以外のことには使わない
 - ・個人情報を取得する際に明示した目的以外に利用することはできません。
（例：自治会から会員への連絡のために取得した個人情報を地域サークルの勧誘のために利用することはできません。）

 - ・個人情報を取得したときに公表した目的以外で個人情報を利用したい場合は、改めて本人から同意を得る必要があります。
 - ※平成29年5月29日までに取得した情報は改めて同意を得る必要はありません。

- (3) 個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること
 - ・例えば名簿を作成して会員に配布する場合は、目的とともに、会員に配布するところまであらかじめ伝えるようにしましょう。
 - ※ただし、法令に基づく場合（例：警察からの照会）、人命にかかわる場合で本人から同意を得ることが困難な時（例：災害時）などの場合は、本人の同意を得なくても情報を提供できます。
 - ・第三者に名簿を提供した場合には、その記録を残し、一定期間保存する必要があります。

- (4) 取得した個人情報は安全に管理すること
 - ・個人情報は自治会の事務局において、盗難・紛失がないように適切に管理する必要があります。また、名簿の配布先の会員に対しても、盗難・紛失・転売の禁止等の注意を呼びかけることも必要です。

西条市連合自治会で保有する自治会長名簿の取り扱い

西条市連合自治会では、各自治会と他の諸団体との連絡調整を円滑に行うため、各校区自治会からの自治会長名簿のご提出や、自治会長が変更になった際の連絡をいただくことで、名簿の情報を管理・運用しております。具体的には、次のとおりの取り扱いになります。

【利用の目的】

西条市連合自治会が管理する名簿は、各自治会と他の諸団体の円滑な相互連携を図るため、以下のような目的に利用いたしますので、あらかじめご了承ください。

(1) 西条市役所の場合

- 市の事業についての案内や通知（催しの案内、ごみ収集日の変更等のお知らせ）
- 市の事業への協力をお願い（美化清掃活動の協力依頼、アンケート依頼等）
- 市が実施する開発や工事等についての連絡（水道工事、道路工事の説明等）

(2) 西条市役所以外の場合

- 地域での建築・開発工事等の説明や事前対応をするため
- 自治会の加入促進をするため
- 地域の人々の身体や生命に危険が及ぶのを防ぐため
- 他の市町村等の行政機関が事業についての依頼や情報の通知をするため
- 災害発生時における緊急連絡や、避難にかかる情報の周知及び被害等の情報収集をするため

第3章 自治会加入促進について

自治会活動をしていく中でいろいろな悩みを抱えることもあると考えられますが、自治会への加入促進は、最も大きな課題の一つでもあります。

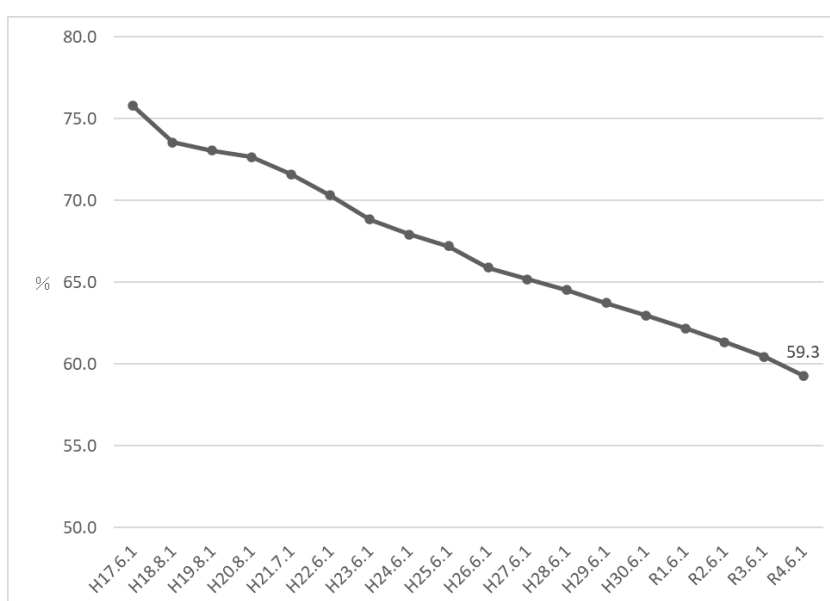
1 加入率の低下による影響

自治会への加入者が減り、地域でのふれあいの機会が少なくなると、近所同士の連帯意識が希薄になります。その結果、いざという時に地域が一体となって対応しなければならないような大きな災害や事件にも立ち向かえなくなってしまいます。加入率向上は自治会にとっては、その存続にも関わる大きな課題になっています。

自治会加入率の減少については、市内の人口が減少しているにも関わらず、単身世帯の増加や親世帯との世帯分離などによって、自治会加入率を算出する母数となる世帯数が増加しているという要

因もありますが、市外から

の転入者、マンション世帯、そして、自治会活動に無関心な世帯から自治会活動に対する理解が得られず、加入に結びつかないということが、自治会加入率の減少につながっていると考えられます。



(西条市連自治会加入率の推移)

2 自治会の必要性を再認識

自治会の必要性を再認識し、なぜ自治会は必要なのか、なぜ自治会に加入してほしいのかをしっかりと伝えられることが、加入呼びかけ時に相手を説得する決め手になります。

3 西条市における自治会加入促進に関する協定

平成28年3月24日に市と西条市連合自治会、西条宅建協会、周桑宅建協会の四者で「西条市における自治会加入促進に関する協定」を締結しました。

この協定によって、西条宅建協会と周桑宅建協会の会員である不動産会社の店舗などにおいて、新規転入者や住宅購入者などに対し、自治会加入の案内チラシを配布するなど、自治会加入への働きかけを行っていただいております。

4 加入呼びかけの進め方

自治会に加入してもらうためには、訪問前に入念な準備をすることと、的確な加入呼びかけをすることが大切です。以下のことを意識して、効果的な訪問を行きましょう。

時 期	内 容	
訪 問 前	未加入世帯の把握、調査（住宅地図などを参考に未加入世帯の確認）	
	役員の共通認識、自治会の役割の再確認 *加入のメリットは？など想定される質問に答えられるようにしましょう。	
	アパート・マンションの場合は、オーナーや管理人へ協力を依頼	
	訪問時の説明資料を準備（挨拶状・加入の案内状・加入申込書等の作成）	
訪 問 時	訪問人数	2～3人
	訪問時期	新規転入者：居住開始後、間を置かずに訪問 既 居 住 者：イベントや行事の開催にあわせて訪問
	訪問時間帯	相手の対応可能な時間帯を考慮（夜はなるべく避ける）
	携行品	挨拶状、加入の案内状、加入申込書、総会の資料、イベントの案内、自治会規約など
	訪問時間	5分程度の簡単な説明にとどめる

⇒ 資料2 加入呼びかけ時のQ&A

⇒ 資料3 加入促進挨拶状（参考文例）

⇒ 資料4 加入促進のチラシ

第4章 自治会における防災活動

1 自助・共助・公助について

助け合いの輪 ー自助・共助・公助の連携ー

災害は、いつ起こるかわかりません。いざという時、まず自分や家族を守るのは自分の力（自助）です。

しかし、自分ひとりの力で対応できなくなったとき、頼りにできるのは、地域の人々による助け合い（共助）です。地域には高齢者、妊婦、乳幼児、障がい者、外国人など、災害時に弱い立場に立たざるを得ない人もいます。この人たちへの支援や協力には、地域住民による組織的な体制が必要不可欠です。

また、市役所をはじめ防災関係機関は、全力で各地の応急対策活動（公助）に努めますが、災害時の被害を最小限に抑え、状況の安定、復旧に向かうには、自助・共助・公助がそれぞれ機能し、互いに連携することが必要です。

自主防災組織の意義

災害が発生した場合、市や消防機関等は、全力をあげて救出活動等を行います。しかし、大規模災害によって建物の倒壊、電話や交通網の寸断、火災など、各地で同時に被害が発生した場合には、公的な防災関係機関だけでは十分な対処ができないことが、過去の災害経験から実証されています。

このような状況に備え、地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づいて自主的に結成するのが自主防災組織です。自主防災組織は、災害発生時に地域の被害を防止し軽減するために、消火活動や救出・救護活動などの防災活動にあたる「実働部隊」です。



(地域防災講座)

自主防災組織の役割

自主防災組織は、自治会などを母体に地域で組織されることが多く、平常時においては防災訓練や防災知識の普及活動などを行い、災害時には、地域の核となって情報の収集伝達や被災者の救出・避難誘導、避難所の運営などの役割を担います。

なお、令和5年4月1日現在で、市内には357（結成率：93.7%）の自主防災組織が結成されており、複数の単位自治会が合同で自主防災組織を結成している場合もあります。

避難行動要支援者支援制度

この制度は、災害が発生した場合に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者など「避難行動要支援者」の方々に対して、自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防団及び警察署など地域による安否確認や避難誘導等の支援を迅速かつ円滑に行うため、平常時から名簿づくりや災害時の避難支援体制を構築しておくことで、地域にいる要支援者の方々が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すものです。

避難行動要支援者とは

災害時等において自ら避難することが困難な者で、地域の支援を必要とする次の方が対象となります。

1. 身体障がい者であって、肢体不自由の障がいの程度が1級、2級または3級（下肢が不自由な者に限る）、視覚障がいの程度が1級から3級まで又は聴覚障がいの程度が2級の者
2. 知的障がい者であって、その障がいの程度がA判定の者
3. 精神障がい者であって、その障がいの程度が1級の者
4. 75歳以上の独居高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯の者
5. 要介護認定3以上を受けている者
6. その他、特に必要があると認める状態にある者

制度の説明会を実施します

市は、地域で助け合う仕組みづくりの支援を行います。制度について詳しくご説明しますので、自主防災組織（自治会）、民生児童委員で定例会を開催される場合には、担当課へご相談ください。

2 防災訓練について

市総合防災訓練について

市では、防災関係機関、自治会、自主防災組織、その他関係機関等が連携し、東日本大震災の教訓を踏まえ、市民の迅速な避難の徹底と災害発生時の対応能力の向上を図るとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化を図ることを目的として、南海トラフ巨大地震を想定した市民参加型の実践的な防災訓練を東西消防署管内別に実施しています。

また、災害対策の主役は“市民”であるという観点から、地域住民が主役となった地元密着型の訓練とするため、市及び連合自治会が主催し、各校区（地区）の持ち回りで開催しています。

【総合防災訓練の実績】

東消防署管内	
年度	会場
H24	西条北中学校
H25	西条南中学校
H26	西条西中学校
H27	西条東中学校
H28	神拝小学校
	西条小学校
H29	神戸小学校
	大町小学校
R1	大保木公民館
	禎瑞小学校
	橘小学校
	氷見小学校
R4	西条北中学校

西消防署管内	
年度	会場
H24	東予東中学校
H25	丹原小学校
H26	河北中学校
H27	石根小学校
H28	東予西中学校
H29	周布小学校
	吉井小学校
R1	壬生川小学校
	多賀小学校
R3	小松中学校

※H30 は県・市合同での総合防災訓練中止（平成 30 年度 7 月豪雨災害の影響）

※R2 は中川・桜樹地区でシェイクアウト訓練のみ実施

地域の防災力向上訓練について

西条市危機管理課や防災士がお手伝いします。自主防災組織や団体で下記のようなプログラムを実施してみませんか。詳しくは危機管理課にお問合せください。

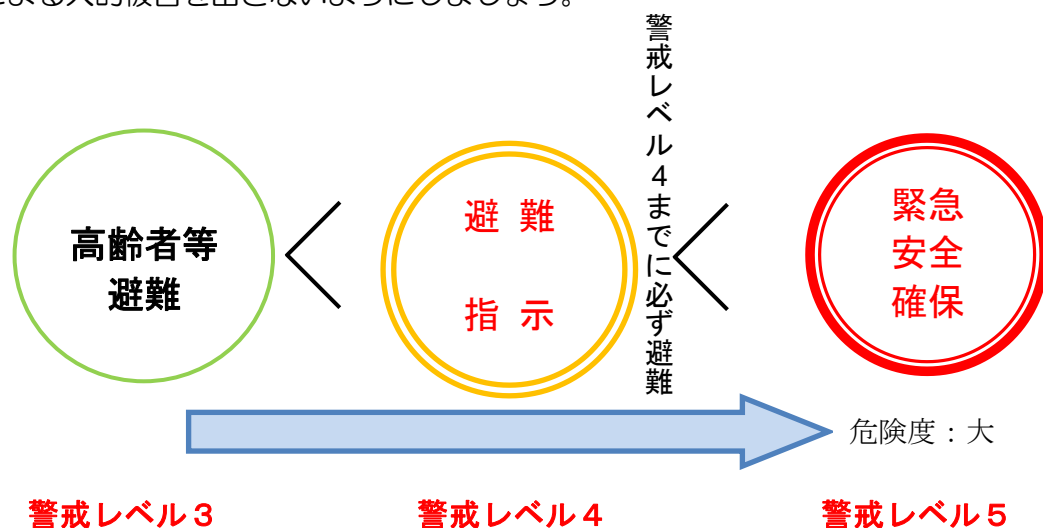


3 避難指示等について

避難指示等の種類

河川水位の上昇や気象状況などから、洪水や津波で大きな被害が発生する恐れがあり、避難が必要になると予想される場合に、市は、下記の避難情報を発令します。

避難指示等の情報が出されたら、速やかに安全な避難所等へ避難するなど、万一の災害による人的被害を出さないようにしましょう。



警戒レベル	発令される状況		住民がとるべき行動
2	注意報	気象状況悪化	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
4	避難指示	災害のおそれ高い	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル4までに必ず避難			
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

市からの情報伝達方法

市では、市民に災害情報を伝えるために、防災行政無線やIP告知放送により、一斉に広報を行うほか、次の方法でお伝えします。

● 自治会を通じた連絡

西条市地域防災計画に基づき、該当する地域の自治会長に電話連絡します。

● 携帯電話等での情報発信へのメール

- ・ 「緊急速報メール（エリアメール）」（機種によって受信できない場合があります。）
- ・ 「西条市安全・安心情報お届けメール」（事前登録が必要です。）
- ・ スマートフォン向けアプリ「防災情報さいじょう」（ダウンロードが必要です。）

● 消防車や市の広報車による放送

● 西条市ホームページ及び西条市消防・防災フェイスブック

※ 防災行政無線からの放送は、屋外拡声子局からお伝えするほか、公共施設などに設置した戸別受信機を通して館内放送でもお伝えします。聞こえなかったり、聞き逃した場合に、電話応答サービス（0897-56-6599）で内容を確認してください。また、防災行政無線だけでは、音達範囲が不足することから、集会所や自治会所有の放送設備を活用してお伝えします。

指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害の発生時やその恐れがある場合に、一時的な避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たす施設や場所を市が指定しているものです。

⇒ 具体的な避難場所については、資料5 指定緊急避難場所・指定避難所一覧をご覧ください。

指定避難所

指定避難所とは、災害の危険性により避難した住民等を危険性が無くなるまで必要な期間滞在させたり、災害により自宅に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させたりするために市が指定している施設です。

⇒ 具体的な避難所については、資料5 指定緊急避難場所・指定避難所一覧をご覧ください。

津波避難ビル

津波避難ビルとは、津波が発生した時、又は発生のおそれがある時に、逃げ遅れた人や、どうしても遠くまで避難することができない人に少しでも安全で高い場所を確保するため、建物の一部を一時的に避難場所として使用することについて、市と所有者（管理者）とが協定を結んだ建物です。

※ 具体的な津波避難ビルについては、次の20箇所です。

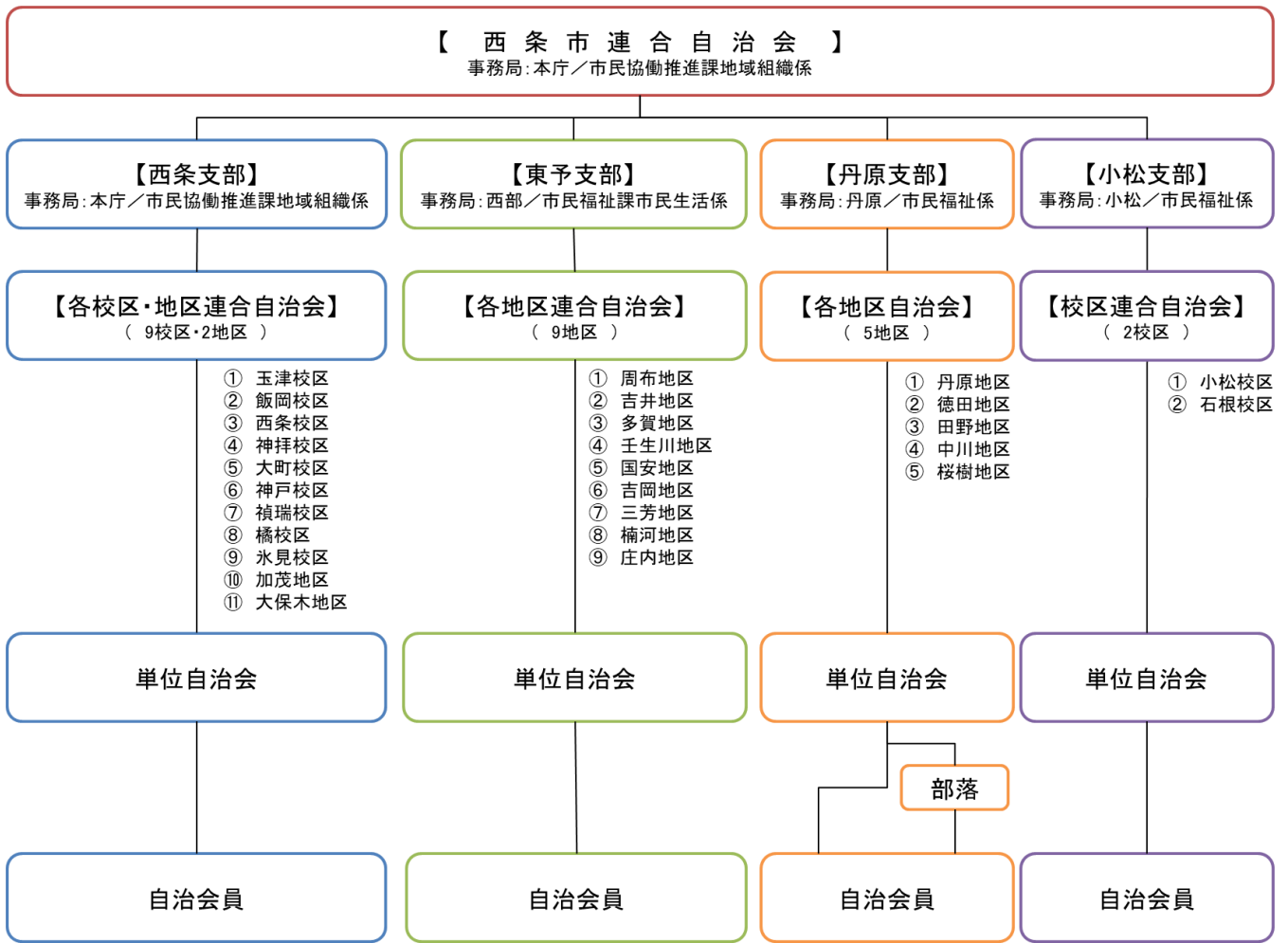
	施設名	住所	避難場所
1	立正佼成会西条教会	大町473番地	1階法座席・2階会議室
2	玉津小学校	玉津200番地1	校舎3階部分
3	マルビル	朔日市781番地10	3～4階廊下
4	マルビツデス	朔日市781番地10	3～4階通路
5	マルビルイセキ	朔日市789番地2	3～7階通路・エレベーターホール
6	マルビゲルピア	朔日市789番地2	3～8階通路・エレベーターホール
7	マルビツデス	明屋敷31番地	3～4階通路
8	西条商工会館	朔日市779番地8	3階廊下エレベーターホール 4階大ホールなど
9	スーパーホテル伊予西条	朔日市777番地1	2階以上の階段及び廊下
10	西条小学校	神拝乙112番地	校舎3階部分
11	西条北中学校	朔日市400番地1	校舎3階部分
12	マルハビスク	神拝甲577番地1	3～6階通路・エレベーターホール
13	マルカトリ	神拝甲355番地1	3～10階通路・エレベーターホール
14	マルマーガレット	神拝甲344番地1	3～10階通路・エレベーターホール
15	禎瑞小学校	禎瑞1829番地	校舎3階部分
16	平安祭典西条西セニ-会館	壬生川570番地	屋上、3階会議室など
17	壬生川小学校	壬生川425番地2	校舎3階部分
18	多賀小学校	北条1504番地	校舎3階部分
19	ターミナルホテル東予	三津屋南6-29	2階ロビー・レストラン・2階以上の階段・廊下
20	HOTEL AZ愛媛東予店	三津屋南2-29	2階以上の廊下（中央階段より北側部分）

第5章 西条市連合自治会

西条市連合自治会は、住民の自治活動の向上発展に努め、関係行政機関との連携を図るとともに、各自治会長の相互の連絡を密にし、地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに寄与するため取り組んでいる団体です。

西条市自治連合会では、自治会活動の充実を図るため、研修会の開催、各種防災訓練への参加、自治会報の発行、先進地の活動状況の視察などの事業を行っています。

《組織図》



《理事及び評議員数（理事と評議員は相互に兼ねることができる）》

支部名	西条支部	東予支部	丹原支部	小松支部	合計
選出理事数	6名	4名	2名	2名	14名
選出評議員数	39名以内	21名	10名	10名	80名以内

第6章 市への意見・提言・要望について

市では、地域課題を正しく把握し、市民主体のまちづくりを実現することを目的として、各種の広聴事業を実施しています。自治会を対象とする事業は次の3つです。

種類	対象団体	内容	開催場所	その他
(1) タウンミーティング	校区（地区） 連合自治会	市政の現状を踏まえ地域住民と市が協働して、校区又は地区が共有する課題を解決するため等の意見交換を行います。	主に 各公民館	事前申込みが必要
(2) 市長と 井戸端会議	各単位自治会	市長と単位自治会の実態や課題などについて懇談します。	本庁・ 西部支所・ 各サービスセンター	事前申込みが必要
(3) 地域課題 提出票	各単位自治会	環境整備など日常生活上の身近な地域の課題について意見、提言、要望を提出することができます。	-	-

1 タウンミーティング

「タウンミーティング」は、住民同士が支え合い、魅力的で住みやすい、愛着のもてる地域づくりを目指し、市政の現状等を踏まえ、地域住民と市が協働して、主に校区(又は地区)が共有するテーマ及びそれに基づく各種課題を解決するために意見交換等を行う事業です。

○地域の将来像や課題を共有します

自治会を中心に地域の皆さんで話し合い共有します。

○地域と市が一緒に考えます

市長が直接各公民館等に出向き、地域の代表等と一緒にアイデアを出し合います。

○地域コミュニティの活性化につながります

地域のテーマや課題を身近なこととして考えることで、つながりと愛着がより深まります。

(1) 開催について

- ・主催は西条市連合自治会及び西条市です。
- ・開催場所は主に公民館（市内公共施設も可能）です。
- ・出席者は校区又は地区内の自治会及び各団体の他、テーマ等に関係・関心のある人と、市長及びテーマに関する所管職員です。
- ・テーマを決めて、意見交換を行います。
- ・校区又は地区連合自治会からの申込みにより、日程を調整します。

(2) 申込方法について

「タウンミーティング開催申込書」に必要事項を記入し、本庁シティプロモーション推進課へお申し込みください。

(3) テーマ等の選定及び決定について

- ・校区又は地区連合自治会及び各種団体は、申込前にテーマ等を選定し、それについて事前に話し合ってください。
- ・市への一方通行的な要望や陳情等ではなく、地域の課題を見つけ、解決に向けて一緒に話し合えるテーマを選定してください。

2 市長と井戸端会議

「市長と井戸端会議」は、各地域のニーズを把握するため、市長が市内で活動するグループや団体と懇談する事業です。

同事業では、各自治会でテーマを絞って、市長と懇談することができますので、各地域の実態や課題を市と共有するため、積極的に活用してください。

(1) 開催日時・場所について

本庁、西部支所、各サービスセンターで開催します。開催日時等が決定次第、随時下記媒体に掲載します。

- 市ホームページ
- 広報「さいじょう」
- 市フェイスブック
- 市公式LINE（ライン）

(2) 申込方法について

市ホームページの専用フォームから以下の項目等を入力してください。もしくは、本庁シティプロモーション推進課へご連絡ください。

- 自治会名などの団体名
- 代表者の氏名、住所、連絡先
- 参加者の氏名、住所
- 団体の活動内容
- 懇談希望のテーマ

3 地域課題提出票

「地域課題提出票」（⇒資料6）は、環境整備など日常生活上の身近な地域課題について、自治会の総意に基づいた要望を行政に届けていただく事業です。随時受付し、担当各課へつなぎます。

○ 身近な地域の課題例

- ・街路灯（交差点道路照明灯）
- ・不法投棄
- ・公園や道路付属物（カーブミラーなど）の維持管理 など

ただし、道路の異常等、緊急を要する危険箇所を見つけた場合は、すぐに直接担当課へご連絡ください。 ⇒ p.31-33

第7章 市からの各種支援等

行政の支援を有効に利用し、より活発な活動をしましょう。

1 分野別支援制度一覧

市には、自治会活動への様々な支援制度があり、活動分野別では次のような制度があります。また、各支援制度の詳細な情報は次ページの「2 各支援制度詳細」に記載しています。

キーワード	対象活動・施設	支援形態	支援制度名称	担当課
活動	連合自治会	補助金	自治会活動費補助金 (→詳細 No.9)	市民協働推進課*
掲示板	掲示板新設	補助金	コミュニティ施設整備事業費補助金 (→詳細 No.6)	市民協働推進課*
	掲示板修繕	補助金		市民協働推進課*
ごみ	一斉清掃	物品等	地域の一斉清掃に対する支援 (→詳細 No.11)	衛生課
	資源ごみ回収	補助金	資源リサイクル活動奨励補助金 (→詳細 No.7)	衛生課
ごみステーション	新規設置	補助金	ごみステーション設置事業費補助金 (→詳細 No.2)	衛生課
	修繕	補助金		衛生課
高齢者	介護予防	委託料	地域住民グループ支援事業 (→詳細 No.10)	長寿介護課
自主防災組織	新規結成	物品	自主防災組織防災機材貸与事業 (→詳細 No.8)	危機管理課
集会所	新築	補助金	コミュニティ施設整備事業費補助金 (→詳細 No.3)	市民協働推進課
	改修	補助金	コミュニティ施設整備事業費補助金 (→詳細 No.4)	市民協働推進課*
	備品購入	補助金	コミュニティ施設整備事業費補助金 (→詳細 No.5)	市民協働推進課*
備品	新規整備	補助金	一般コミュニティ助成事業補助金 (→詳細 No.1)	市民協働推進課

キーワード	対象活動・施設	支援形態	支援制度名称	担当課
放送設備	新 設	補助金	コミュニティ施設整備事業費補助金 (→詳細 No.6)	市民協働推進課*
	修 繕	補助金		市民協働推進課*
防 犯 灯	維 持	補助金	防犯灯補助金 (→詳細 No.12)	危機管理課
墓 地	道路整備	補助金	墓地施設整備事業補助金 (→詳細 No.13)	衛生施設課
	災害復旧	補助金		衛生施設課

※担当課名に「*」を付している制度は、地域に応じて西部支所および各サービスセンターで受付可能

※詳細 No は、各支援制度詳細のものに対応

2 各支援制度詳細

No.	支援制度名称	支 援 の 内 容
1	一般コミュニティ助成事業補助金	コミュニティ活動に必要な備品の整備に対し補助金を交付((一財)自治総合センターに認定された事業) 事業費 100万円~250万円 補助率 10/10以内 補助限度額 250万円
2	ごみステーション設置事業費補助金	ごみステーションの新設又は修繕に要する費用(土地の取得又は賃貸に係る費用及び既存ステーション解体費、鳥よけネットを除く)に対し補助金を交付 補助金額 5万円以下の場合 全額 5万円を越える場合 超過額の1/2+5万円 補助限度額 10万円
3	コミュニティ施設整備事業費補助金	○ 集会所新築事業 認可地縁団体が行う集会所の新築に要する経費及びその集会所に必要とされる備品に要する経費に対し補助金を交付 補助率 6/10以内 補助限度額 1,500万円

No.	支援制度名称	支援の内容
4	コミュニティ施設整備事業費補助金	<p>○ 集会所整備事業</p> <p>施設の改修に要する必要最小限の経費に対し補助金を交付（築後 10 年を経過していること）</p> <p>事業費 20 万円以上</p> <p>補助率 1/2 以内</p> <p>補助限度額 100 万円</p>
5		<p>○ 集会所設備整備事業</p> <p>施設内で使用する備品の購入に要する経費に対し補助金を交付</p> <p>対象 備品 1 点の取得価格が 1 万円以上の次の備品（1 万円未満のものであっても備品として管理することが適当と認められるものを含む。）</p> <p>机、イス、テレビ、映像録画再生機（DVD、BD、HDD 等）、エアコン、冷蔵庫、食器棚、ホワイトボード</p> <p>事業費 10 万円以上</p> <p>補助率 1/2 以内</p> <p>補助限度額 50 万円</p>
6		<p>○ 集落広報設備整備事業</p> <p>有線放送設備及び掲示板の新設、改良又は補修に要する経費に対し補助金を交付</p> <p>事業費 10 万円以上</p> <p>補助率 1/2 以内</p> <p>補助限度額 50 万円</p>
7	資源リサイクル活動奨励補助金	<p>ごみの資源化及び減量化を推進するため、自主的な資源リサイクル活動を実施する市内の市民団体に対し補助金を交付</p> <p>対象団体</p> <p>営利を目的としない団体で、地域住民 20 人以上で構成する団体</p> <p>補助金額</p> <p>資源ごみ 1kg につき 4 円</p> <p>補助対象品目</p> <p>古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌等）、スチール缶、アルミ缶等</p>
8	自主防災組織防災機材貸与事業	<p>自主防災組織の育成促進、災害時の活動に伴う支援策として、集会所等の活動拠点を持つ自主防災組織 1 組織に対し、資機材 1 セット（30 万円相当）を貸与</p>

No.	支援制度名称	支援の内容
9	自治会活動費補助金	<p>○自治会の活動に要する経費に対し、西条市連合自治会、西条市連合自治会各支部、各校区に補助金を交付</p> <p>西条市連合自治会 100万円</p> <p>各支部 20万円(4支部)</p> <p>各校区(地区)均等割 2万円(27校区(地区))</p> <p>世帯割 住民基本台帳世帯数×40円</p>
10	地域住民グループ支援事業	<p>一人暮らしの高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者等を対象として、介護予防に資する活動を行う地域住民グループ等に対し必要な経費の支援を行う。</p> <p>対象</p> <p>介護予防に資する活動を行おうとする、地域住民グループ及びボランティアグループ等</p> <p>委託(助成)金額</p> <p>1グループ 月2万円まで</p>
11	地域の一斉清掃に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリー及び清掃道具の貸し出し及び回収 ・ 最終処分場の処分手数料免除 ・ 清掃活動報償金(参加者、運搬車両、草刈機)
12	防犯灯補助金	<p>防犯灯の維持費(電気料金)に要する費用に対して補助金を交付</p> <p>○申請年度の1月1日時点で維持管理する防犯灯の維持費を、4月分から12月分の範囲で6か月以上支払っているもの。</p> <p>補助金額 1灯当たり 500円</p>
13	墓地施設整備事業補助金	<p>自治会又は墓地管理委員会等が管理する市有墓地において、墓地施設の整備に要する経費に対し補助金を交付</p> <p>○ 墓地道路整備事業</p> <p>自治会等管理の市有墓地に通じる道路の改良工事(用地買収費を除く)で幅員3m以上のもの</p> <p>補助率 3/10以内</p> <p>補助限度額 30万円</p> <p>○ 墓地災害復旧事業</p> <p>自治会等管理の市有墓地の災害復旧工事で、墓地内に流入した土砂、がれき等の撤去及び土地区画形状の原形復旧に係るものに対し補助金を交付</p> <p>補助率 5/10以内</p> <p>補助限度額 100万円</p>

第8章 自治会と関わりの深い市の担当課・窓口

1 業務別担当課・連絡先一覧

業 務 内 容	担当課・連絡先
● 自治会・集会所について	
自治会に関する相談窓口	市民協働推進課 地域組織係 0897-52-1462（直通）
連合自治会に関すること	西部/市民福祉課 市民生活係 0898-64-2700（代表）
集会所の修繕や備品の整備、広報設備の整備に関すること （コミュニティ施設整備事業に関すること）	丹原/市民福祉係 0898-68-7300（代表） 小松/市民福祉係 0898-72-2111（代表）
集会所の新築に関すること （コミュニティ施設整備事業に関すること）	市民協働推進課 地域組織係 0897-52-1462（直通）
自治会の法人化（認可地縁団体化）に関すること	
● 防災・防犯・交通安全について	
防災・災害に関すること	危機管理課 危機管理係 0897-52-1282（直通） 0897-52-1283（直通）
自主防災組織に関すること	
消防に関すること	西条市東消防署 0897-55-0119（代表） 西条市西消防署 0898-68-0119（代表）
消火訓練・救命講習に関すること	
交通安全に関すること	危機管理課 暮らし安全係 0897-52-1284（直通）
防犯灯に関すること	

業 務 内 容	担当課・連絡先
● 防災・防犯・交通安全について	
街路灯（交差点道路照明灯）に関すること	建設道路課 道路調査情報係 0897-52-1232（直通）
道路、橋りょう、道路付属物（ガードレール、ガードパイプ、カーブミラーなど）の維持管理に関すること	建設道路課 道路維持係 0897-52-1541（直通） 西部/産業建設課 建設管理係 0898-64-2700（代表）
災害時相互応援協定に関すること	危機管理課 危機管理係 0897-52-1282（直通） 0897-52-1283（直通）
● ごみ・リサイクルなどについて	
ごみに関すること	衛生課 衛生係 0897-52-1338（直通） 西部/環境課 生活環境係 0898-64-2700（代表）
ごみステーションに関すること	
不法投棄に関すること	
地域の一斉清掃に関すること	
犬・猫に関すること	
ねずみ・害虫駆除の薬剤配布に関すること	
資源リサイクルに関すること	衛生課 衛生係 0897-52-1461（直通） 西部/環境課 生活環境係 0898-64-2700（代表）
● 広報・広聴活動について	
市への意見・提言・要望に関すること	シティ・フォーラム推進課 広聴係 0897-52-1694（直通）
市長と井戸端会議に関すること	
タウンミーティングに関すること	
広報「さいじょう」に関すること	シティ・フォーラム推進課 広報係 0897-52-1204（直通）

業 務 内 容	担当課・連絡先
● その他	
市有墓地に関すること	衛生施設課 衛生施設係 0897-52-1221 (直通) 西部/環境課 生活環境係 0898-64-2700 (代表)
公園・緑地の維持管理に関すること	都市計画管理課 都市施設管理係 0897-52-1548 (直通) 西部/農林建設課 建設管理係 0898-64-2700 (代表)

資料1 事務引継書作成例

(※自治会ごとに活動内容を書き換えてご利用ください。)

引 継 事 項

1 現在の事務の状況

(1) 単位自治会業務

- ①総会の開催（時期など）
- ②役員会の開催（時期など）
- ③集会所の管理（鍵の管理者、保険関係など）
- ④会計（会計年度、決算・予算報告など）
- ⑤□□□□□□

(2) 校区（地区）自治会の業務

- ①地区会議（時期など）
- ②地区防犯活動(時期など)
- ③□□□□□□

(3) 西条市連合自治会の業務

- ①市連総会・支部総会（時期など）
- ②新自治会長研修会（時期、内容など）
- ③□□□□□□

(4) 行政との関わり

- ①自治会活動費関係（部署名、申請書類など）
- ②集会所等施設整備事業費関係（部署名、要望時期など）
- ③防犯灯関係（部署名、要望時期など）
- ④ごみ関係（部署名など）
- ⑤□□□□□□

(※自治会ごとに活動内容を書き換えてご利用ください。)

2 資料・物品の種類、保管場所

- (1) 年間資料綴り
- (2) 自治会長印
- (3) 会員名簿
- (4) 預金通帳
- (5) 財産台帳
- (6) 契約書・協定書・覚書
- (7) □□□□□

3 懸案事項

- (1) ○○○業務
 - ① 問題点
 - ② 意見
- (2) □□□□□

4 未着手事項

- (1) ○○○業務
 - ① 問題点
 - ② 意見
- (2) □□□□□

5 その他引き継ぐ必要があると認める事項

- (1) □□□□□
- (2) □□□□□

6 年間スケジュール表

月	行事名	内容	備考

電子データは市ホームページ「申請書ダウンロード（市民協働推進課）」に掲載しております。

資料2 加入呼びかけ時のQ & A



訪問時には、相手から質問されることがあります。以下に想定される質問と回答例をいくつか掲載しましたので、はっきりと回答し、説得できるようにしておきましょう。

Q1 自治会ってなんですか？

同じ地域に住む人たちが、相互の親睦を図りながら、環境美化活動、ごみステーションの維持・管理や、防犯のためのパトロール、防犯灯設置など、様々な活動を行うことで、自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意の団体です。

Q2 自治会は市の関係団体ではないのですか？

市の事業に協力したりすることはありますが、市とは別の組織であり、地域住民が自主的に結成し、運営している団体です。



Q3 地域づくりは、行政がするのではないのですか？

住民のニーズが多様化してきたことや、家庭や地域での新たな問題が多くなってきたことで、行政だけの対応は難しくなってきました。そこで、自治会と行政が役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。

特に大規模災害時には、家屋の倒壊や交通網の寸断、同時多発火災などにより、消防や警察などの機関が十分に対応できない可能性があります。そんな時に力を発揮するのが地域における「共助」です。阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出された人の約95%が「自助」又は「近所の人」によって救出されたという調査結果もあります。

また、同震災や東日本大震災のように災害発生後の避難生活が長引く場合にも、地域住民が助け合い、さまざまな困難を乗り越えなければなりません。

そのため、多くの自治会では「自主防災組織」を結成し、防災訓練などをおして、「いざ」というときのために備えています。

Q4 加入すればどんなメリットがありますか？

近隣住民との交流を深めることによって、地域でわからないことがあった場合や困ったことが起きた場合に、相談しやすい人間関係を築くことができます。また、道路・側溝・道路照明の改善など、日常生活上の環境整備に係る問題等が自治会員の総意として、的確に行政へ要望できますので、安全・安心なまちづくりにつなげていくことができます。



Q5 自治会には入らなければいけないのですか？

自治会への加入は強制ではありません。しかし、防犯・防災、自治会が管理する防犯灯・ごみステーションの設置など生活に密着した問題には、隣近所や自治会の助け合いが必要となりますので、ぜひ加入してください。

Q6 西条市にはいくつ自治会がありますか？

現在、西条市連合自治会には、約530の自治会が加盟しています。

Q7 自治会の地域は何を基準に区切られているのですか？

任意団体であるため、明確な基準はありませんが、町名や番地、大きな道路・河川が境となる場合が多くあります。また、地域の広さや加入世帯数もさまざまです。マンションやアパートごとに自治会が組織されている場合もあります。

Q8 個人情報安全に管理していますか？

皆さんから提供いただいた情報は、自治会で定めた目的にしか利用していません。また、いただいた情報は自治会長と役員がきちんと管理しています。

Q9 自治会費はどのような用途に使われていますか？

集会所の維持管理、防犯灯の設置や維持費、清掃、お祭りなどの親睦活動に係る費用に支出しています。

Q10 自治会費は月いくらですか？

自治会費は月〇〇〇円で、総会（規約）で金額を決めています。

Q11 自治会に加入していませんが、行事に参加することはできますか？

ぜひ参加してください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、隣近所との交流を広げていくことで、加入を検討していただきたいと思います。



Q12 長くは住む予定がないのですが？

自治会で設置している防犯灯は安全の確保につながり、ごみステーションの管理や清掃活動は、住みよい生活につながるなど、自治会の活動は地域での日常生活と密接につながっています。短期間でも何かの縁で〇〇町に住むことになったのですから、自治会に加入して、一緒にこのまちを住みよくしていきませんか。

Q13 仕事で帰りも遅く、留守にしがちなので、役員にはなれませんが？

行事のお手伝いだけでも結構です。可能な範囲で活動に参加してください。

又は、できる範囲の役員を引き受けていただくだけで結構です。



Q14 いろいろと行事に参加しなければならないのですか？

親睦のためにもできるだけ参加していただきたいと思います。基本的に自由参加なので、ご都合に合わせて参加してください。



(三世代交流ウォーキング大会)



資料3 加入促進挨拶状（参考文例）

《文例1》

ご転入された皆様へ（ご挨拶）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび、〇〇自治会区域へご転入されましたこと、〇〇自治会を代表して心から歓迎いたします。

私ども〇〇自治会は、現在〇〇世帯の皆さんにご加入いただき、住民同士の親睦を図るとともに、地域の住民が安全・安心、そして快適に暮らせる環境をつくるため日々活動しています。

例えば、地域の住民のふれあいの場となる集会所の維持管理、子どもや高齢者の見守り活動、災害に備えた自主防災活動なども行っており、また、夜道を照らす防犯灯の設置・維持管理も自治会で行っております。

〇〇様が、少しでも早く新しい環境になじみ、近隣との友好の輪が広がりますよう、〇〇自治会の会員一同、自治会への加入をお待ちしております。

ご加入いただける場合は、お住まいの地区の班長へ入会申込書をご提出ください。

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

☆ お知らせ

あなたのお住まいの地区は〇班です。

班長は、〇〇 〇〇（西条市〇〇△△番地 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）

〇〇自治会の会費は、月額〇〇〇円です。年〇回、〇月頃に集金しています。

☆ 〇〇自治会 役員

会長 〇〇 〇〇（西条市〇〇△△番地 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）

副会長 〇〇 〇〇（西条市〇〇△△番地 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）

※ご提出いただいた個人情報は、自治会活動の目的以外に使用することはありません。

-----キリトリ-----

〇〇自治会 入会申込書

世帯主のお名前		世帯人数	
住 所			
電 話 番 号			

《文例2》

自治会未加入の皆様へ（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、自治会活動について、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自治会は、地域に住む人々が、集い、話し合い、協力し合うことによって、会員相互の親睦を深めながら、より良い環境のもと、身近な課題を解決し、安心して、充実した生活ができるよう、地域の人々の総意によりつくられた自主的な団体です。「住みよい豊かなまちづくり」の実現のためには、地域を基盤とした人と人とのつながりは、欠かせないものであり、地域の防災や防犯、環境美化など、自治会なしでは成り立たない活動も多くあります。

近年、ライフスタイルや価値観が多様化し、近隣住民間のコミュニティ意識が薄れつつあると言われていますが、発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時には、家屋の倒壊、交通網の寸断、同時多発火災などにより、消防や警察などの機関が十分に対応できない可能性があり、災害が長引く場合にも、地域住民が助け合い、様々な困難を乗り越えなければなりません。

このような中、〇〇自治会では、自治会活動により一層のご理解、ご協力をいただきますよう、自治会未加入の皆様に対しまして、「自治会加入促進」を行っております。

つきましては、趣旨等ご理解いただき、自治会への加入につきまして、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇

☆ お知らせ

あなたのお住まいの地区は〇班です。

班長は、〇〇 〇〇（西条市〇〇△△番地 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）

☆ 〇〇自治会 役員

会 長 〇〇 〇〇（西条市〇〇△△番地 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）

副会長 〇〇 〇〇（西条市〇〇△△番地 TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）

※ご提出いただいた個人情報は、自治会活動の目的以外に使用することはありません。

-----キリトリ-----

〇〇自治会 入会申込書

世帯主のお名前		世帯人数	
住 所			
電 話 番 号			

資料4 加入促進のチラシ

西条市連合自治会では、自治会への加入促進を目的としたチラシを作成しています。ぜひ、ご利用ください。

問合わせ先

- 本庁 市民協働推進課 地域組織係 0897-52-1462 (直通)
- 西部支所 市民福祉課 市民生活係 0898-64-2700 (代表)
- 丹原サービスセンター 市民福祉係 0898-68-7300 (代表)
- 小松サービスセンター 市民福祉係 0898-72-2111 (代表)

つながり 支え合い 助け合い (表)

自治会に加入しませんか



発行・編集：西条市連合自治会・西条市 LOVE SAIJO

自治会に入って「よかった!」「嬉しかった!」ことは何ですか? (裏)

- 子育てに地域との交流は大切。自治会の活動を通して、同じ子育て世代のみなさんと繋がることができました。先輩ママさんからのアドバイスにいつも元気をもらっています。 30代 女性
- お祭りやいろいろな行事に参加して、地域の魅力を知ることができました。知り合いもでき、野球やバレーなどのスポーツ活動を楽しんでいます。 40代 男性
- 転勤で西条へ。ここでの生活は数年ですが、地域との繋がりをもちたいと思い、自治会に入りました。ご近所さんから「困ったことがあったらいつでもおいで」と言ってくれて、ホッとしました。 20代 男性・女性
- 初めての土地で一人暮らし。不安がありましたが自治会の方々とながりに、活動に参加することで知り合いができました。時々、畑で収穫した野菜や果物のおすそ分けがあって嬉しいです。 20代 男性

あなたの加入をお待ちしています 明るく住みよいふるさとづくり

お問合せ先 自治会・自治会長がわからない場合はこちらにご連絡下さい

- 西条市連合自治会事務局 0897-52-1462 (市役所本庁市民協働推進課地域組織係内)
- 西条市東支所事務局 0898-64-2700 (市役所西部支所市民福祉課市民生活係内)
- 西条市丹原支所事務局 0898-68-7300 (市役所丹原サービスセンター市民福祉係内)
- 西条市小松支所事務局 0898-72-2111 (市役所小松サービスセンター市民福祉係内)

あなたの自治会の連絡先はこちらです

自治会名	班・組 ()
会長	連絡先

自治会ってなに?

一定の地域に住むみなさんが、自分の地域のことを考え、互いに支え合いながら住みよい地域社会をつくるために組織された自主的な組織です。西条市内には約530の自治会が組織され、それぞれの地域で親睦行事を通じてお互いの親交を深め、地域の生活環境の改善に取り組むなど、さまざまな自主活動を行っています。

みんなでこんなことしよるよ!

- ・道路や溝のごみ拾い、河川の一斉清掃
- ・ごみステーションの維持・管理
- ・街路灯(防犯灯)の維持・管理
- ・地域のパトロール、見守り
- ・地域の避難訓練、自主防災活動
- ・回覧板の配布
- ・お祭り・盆踊り・運動会 など

(※地域によって異なります)

自治会に入るメリットは?

- 地域・公民館・行政などからの行事案内やお知らせ、暮らしに関わる情報を定期的に入手することができます。
- ひとりでは解決できない困りごとも、みんなで力を合わせれば解決できるかもしれません。
- 大きな災害が起きた時には、地域における助け合い(共助)の力が必要です。スムーズな救助活動や支援活動は、普段からの住民同士のつながりによって発揮されます。
- 自治会活動に参加することで、幅広い世代の方と知り合い、楽しく、より充実した地域生活をおくることができます。
- お散歩中に挨拶できる知り合いが増えるかも!

資料5 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

「指定緊急避難場所」は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、住民が一時的に避難するための場所です。

「指定避難所」は、災害により被災した住民が避難生活をおくるための建物です。

番号	施設名	電話番号	海拔	災害種別				
				津波	高潮	土砂	洪水	
							想定最大規模	計画規模
1	玉津小学校	0897-56-3161	2.5	2階以上	2階以上	○	2階以上	2階以上
2	西条東中学校	0897-56-2653	7.2	○	○	○	2階以上	2階以上
3	玉津公民館	0897-56-5191	2.7	2階以上	2階以上	○	2階以上	2階以上
4	西条運動公園	なし	4.5	○	×	○	○	○
5	総合体育館	0897-53-3006	3.7	2階以上	2階以上	○	○	○
6	ひうち体育館	0897-53-3357	3.8	2階以上	2階以上	○	○	○
7	地域創生センター	0897-52-5156	4.3	2階以上	2階以上	○	○	○
8	生涯学習の館	0897-53-8686	16.8	○	○	○	○	○
9	西条東部公園	0897-52-1548	40.6	○	○	○	○	○
10	飯岡小学校	0897-56-2119	30.2	○	○	○	○	○
11	飯岡公民館	0897-56-2118	30.9	○	○	○	○	○
12	西条東部地域交流センター	0897-55-3961	65.0	○	○	○	○	○
13	西条小学校	0897-56-3117	1.6	2階以上	3階以上	○	2階以上	2階以上
14	西条北中学校	0897-56-0170	2.2	2階以上	2階以上	○	2階以上	2階以上
15	西条高等学校	0897-56-2030	3.0	2階以上	2階以上	○	2階以上	2階以上
16	西条公民館	0897-52-1264	1.4	2階以上	×	○	2階以上	2階以上
17	SAIJO BASE	0897-47-6063	1.9	2階以上	2階以上	○	2階以上	2階以上
18	神拝小学校	0897-56-3107	2.5	2階以上	2階以上	○	2階以上	2階以上
19	神拝公民館	0897-53-6946	2.4	2階以上	2階以上	○	2階以上	2階以上
20	川沿公園	なし	2.4	×	×	○	×	×
21	喜多川公園	なし	1.3	×	×	○	×	×
22	総合文化会館	0897-53-5500	4.2	○	2階以上	○	2階以上	2階以上
23	総合福祉センター	0897-55-0294	3.3	2階以上	2階以上	○	2階以上	2階以上
24	大町小学校	0897-56-2114	5.3	○	○	○	2階以上	○
25	西条南中学校	0897-56-0380	7.3	○	○	○	2階以上	○
26	西条農業高等学校	0897-56-3611	11.6	○	○	○	2階以上	○
27	東部ウイングサポートセンター	0897-56-8114	5.9	○	○	○	2階以上	○
28	大町公民館	0897-56-3835	4.6	○	2階以上	○	2階以上	○
29	西条市民公園	0897-56-2226	3.6	○	×	○	×	○
30	神戸小学校	0897-56-2744	5.5	○	○	○	2階以上	○

番号	施設名	電話番号	海拔	災害種別				
				津波	高潮	土砂	洪水	
							想定最大規模	計画規模
31	神戸公民館	0897-56-2160	6.4	○	○	○	2階以上	○
32	神戸公園	なし	18.6	○	○	○	×	○
33	禎瑞小学校	0897-57-9280	0.9	2階以上	3階以上	○	2階以上	2階以上
34	禎瑞公民館	0897-57-7274	1.1	2階以上	×	○	2階以上	2階以上
35	石井記念公園	なし	0.4	×	×	○	×	×
36	橋小学校校	0897-57-9845	11.9	○	○	○	○	○
37	橋公民館	0897-57-9543	6.8	○	○	○	○	○
38	氷見小学校	0897-57-9844	21.8	○	○	○	○	○
39	西条西中学校	0897-57-9434	4.2	○	○	○	2階以上	○
40	氷見公民館	0897-57-9100	20.6	○	○	○	○	○
41	西条西部公園	0897-57-9648	4.6	○	○	○	×	○
42	西条西部体育館	0897-57-9383	4.9	○	2階以上	○	2階以上	○
43	西条市ｽﾎﾟｰﾂｺﾐｬﾆﾃｨﾝｸﾞ	0897-57-9383	4.8	○	○	○	2階以上	○
44	西条西部地域交流センター	0897-57-6061	3.1	×	×	○	2階以上	○
45	市之川公民館	0897-56-3300		○	○	×	○	○
46	加茂公民館	0897-58-0001		○	○	×	○	○
47	浦山小学校(グラウンド)	なし		○	○	×	○	○
48	大保木公民館	0897-59-0226		○	○	×	○	○
49	石鏡ふれあいの里	0897-59-0203		○	○	×	○	○
50	周布小学校	0898-68-7116	10.1	○	○	○	2階以上	2階以上
51	東予東中学校	0898-64-2132	6.1	○	○	○	2階以上	○
52	東予高等学校	0898-64-2119	6.1	○	○	○	2階以上	2階以上
53	周布公民館	0898-68-7030	9.4	○	○	○	2階以上	2階以上
54	東予総合福祉センター	0898-64-2600	4.5	○	2階以上	○	2階以上	○
55	吉井小学校	0898-64-3080	5.1	○	○	○	2階以上	2階以上
56	吉井公民館	0898-64-3001	5.1	○	○	○	2階以上	2階以上
57	東予南地域交流センター	0898-65-6680	5.6	○	○	○	×	×
58	多賀小学校	0898-64-2042	1.9	2階以上	2階以上	○	2階以上	2階以上
59	多賀公民館	0898-64-2083	2.4	2階以上	2階以上	○	2階以上	2階以上
60	北条新田会館	なし	1.3	2階以上	×	○	2階以上	2階以上
61	東予体育館	0898-65-5546	2.7	2階以上	2階以上	○	2階以上	○
62	中央公民館	0898-65-4030	4.0	○	2階以上	○	2階以上	○
63	本松寺児童遊園	なし	7.2	○	○	○	×	×
64	北条新田公園	なし	1.5	×	×	○	×	×
65	三津屋東1号公園	なし	1.5	×	×	○	×	×
66	大曲公園	なし	0.7	×	×	○	×	×

番号	施設名	電話番号	海拔	災害種別				
				津波	高潮	土砂	洪水	
							想定最大規模	計画規模
67	壬生川小学校	0898-64-2022	2.1	2階以上	2階以上	○	2階以上	○
68	壬生川公民館	0898-64-2202	2.1	2階以上	2階以上	○	2階以上	○
69	北星会館	0898-64-0321	1.6	2階以上	×	○	2階以上	○
70	大新田公園	なし	0.5	×	×	○	×	×
71	喜多台児童遊園	なし	5.9	○	○	○	○	○
72	防災ひろば	なし		○	×	○	×	○
73	国安小学校	0898-66-5181	13.4	○	○	○	○	○
74	東予西中学校	0898-66-5042	27.5	○	○	○	○	○
75	国安公民館	0898-66-5028	12.8	○	○	○	○	○
76	桑村大池公園	なし	15.9	○	○	○	×	×
77	高須公園	なし	2.0	×	×	○	×	×
78	吉岡小学校	0898-66-5259	31.2	○	○	○	2階以上	2階以上
79	吉岡公民館	0898-66-5258	15.2	○	○	○	2階以上	2階以上
80	大影子供広場	なし	17.4	○	○	○	○	○
81	吉岡東部ふれあい公園	なし	15.9	○	○	○	○	○
82	三芳小学校	0898-66-5227	15.2	○	○	○	2階以上	2階以上
83	三芳公民館	0898-66-0504	11.0	○	○	○	2階以上	2階以上
84	東予北地域交流センター	0898-66-4185	12.0	○	○	○	2階以上	2階以上
85	楠河小学校	0898-66-5024	4.9	○	○	○	○	○
86	楠河公民館	0898-66-0238	4.0	○	2階以上	○	○	○
87	河北会館	0898-66-2895	8.9	○	○	○	○	○
88	東予運動公園	0898-66-0361	1.3	×	×	○	×	×
89	庄内小学校	0898-66-5255	84.1	○	○	○	○	○
90	河北中学校	0898-66-5044	19.4	○	○	○	○	○
91	庄内公民館	0898-66-1023	64.8	○	○	○	○	○
92	本谷温泉館	0898-66-0372		○	○	×	○	○
93	本谷公園	なし		○	○	○	○	○
94	黒谷公園	なし		○	○	○	○	○
95	丹原小学校	0898-68-7005	17.9	○	○	○	○	○
96	丹原東中学校	0898-68-7054	24.4	○	○	○	○	○
97	丹原高等学校	0898-68-7325	14.2	○	○	○	○	○
98	丹原公民館	0898-68-6371	17.1	○	○	○	○	○
99	丹原体育館	0898-68-5580		○	○	○	○	○
100	丹原総合公園	0898-68-5580		○	○	○	○	○
101	丹原中央公園	0898-68-7300		○	○	○	○	○
102	丹原農村環境改善センター	0898-68-3744	26.8	○	○	○	○	○

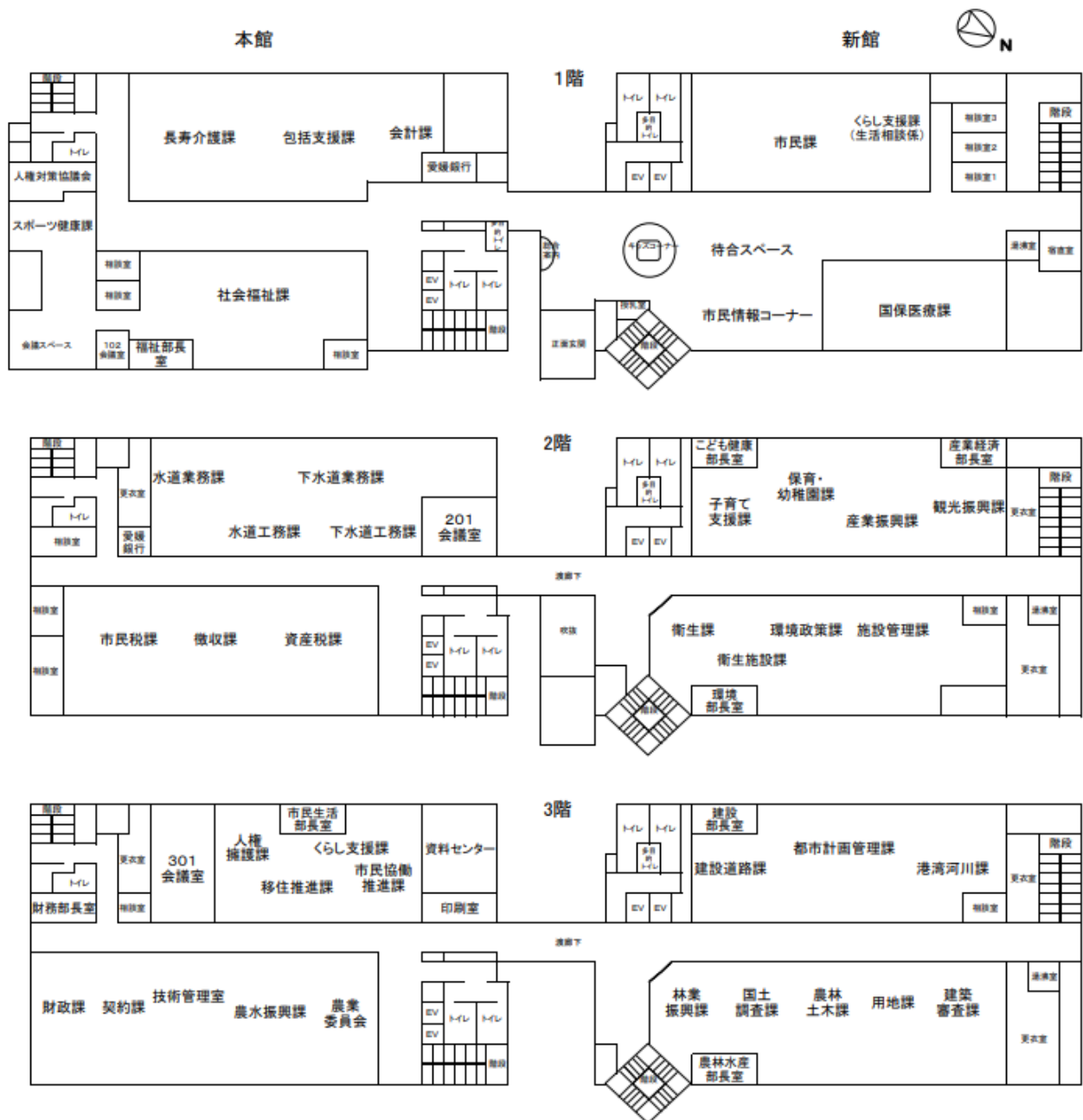
番号	施設名	電話番号	海拔	災害種別				
				津波	高潮	土砂	洪水	
							想定最大規模	計画規模
103	久妙寺児童遊園	なし	28.9	○	○	○	○	○
104	御陣家住宅ちびっこ広場	なし	28.9	○	○	○	○	○
105	池田ちびっこ広場	なし	16.7	○	○	○	○	○
106	池田児童遊園	なし	13.5	○	○	○	○	○
107	南部児童遊園	なし	21.9	○	○	○	×	×
108	徳田小学校	0898-68-7163	36.9	○	○	○	○	○
109	徳田公民館	0898-68-7027	36.3	○	○	○	○	○
110	古田新出ちびっこ広場	なし	8.2	○	○	○	○	○
111	高知児童遊園	なし	32.9	○	○	○	○	○
112	徳能ちびっこ広場	なし	40.6	○	○	○	○	○
113	古田ちびっこ広場	なし	76.9	○	○	×	○	○
114	徳能出作ちびっこ広場	なし	8.6	○	○	○	○	○
115	田滝小学校	0898-68-7557	148.1	○	○	○	○	○
116	田野小学校	0898-68-7548	44.7	○	○	○	○	○
117	田野公民館	0898-68-7501	47.5	○	○	○	○	○
118	丹原文化会館	0898-68-3555	39.6	○	○	○	○	○
119	川根東児童遊園	なし	120.7	○	○	×	○	○
120	川根西児童遊園	なし	134.7	○	○	×	○	○
121	高松児童遊園	なし	83.0	○	○	○	○	○
122	田野市原児童遊園	なし	32.6	○	○	○	×	×
123	中川小学校	0898-73-2301	72.2	○	○	○	○	○
124	丹原西中学校	0898-73-2302	82.3	○	○	○	○	○
125	中川公民館	0898-73-2200	58.7	○	○	○	○	○
126	丹原 B&G 海洋センター	0898-75-3933	54.6	○	○	×	2 階以上	○
127	関屋児童遊園	なし	173.7	○	○	×	○	○
128	石経児童遊園	なし	69.8	○	○	○	○	○
129	来見児童遊園	なし	69.5	○	○	○	○	○
130	志川ちびっこ広場	なし	67.1	○	○	×	○	○
131	(旧)鞍瀬小学校	なし		○	○	×	○	○
132	臼坂ちびっこ広場	なし		○	○	×	○	○
133	高座集会所(建物)	なし		○	○	○	○	○
134	小松小学校	0898-72-2704	18.7	○	○	○	○	○
135	小松中学校	0898-72-2744	17.2	○	○	○	○	○
136	小松高等学校	0898-72-2731	43.9	○	○	○	○	○
137	小松公民館	0898-72-2631	24.5	○	○	○	○	○
138	小松地域福祉センター	0898-72-6363	25.9	○	○	○	○	○

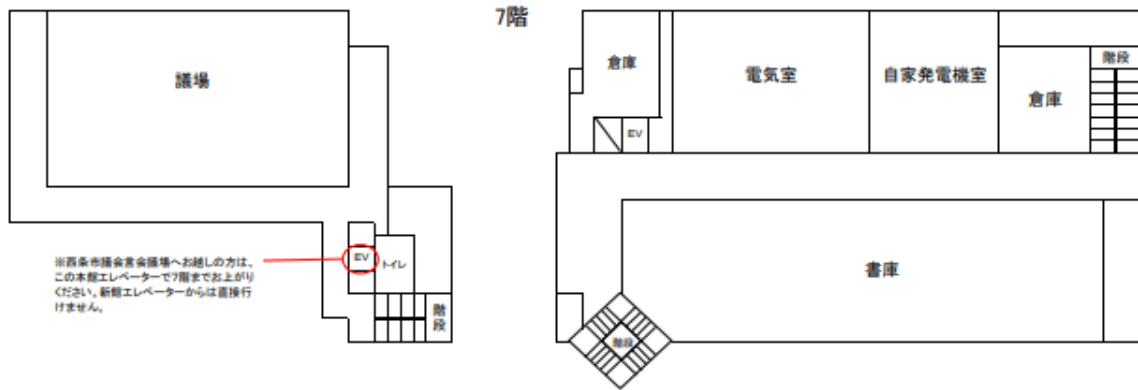
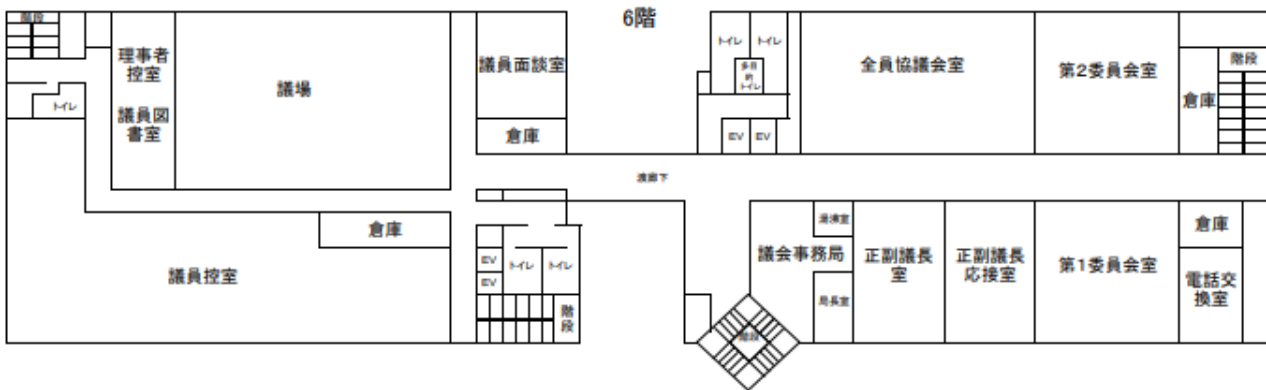
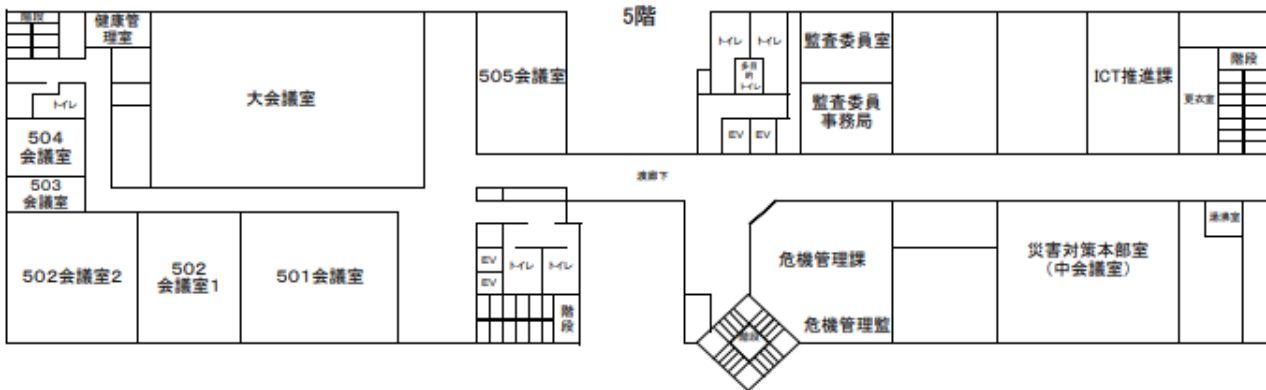
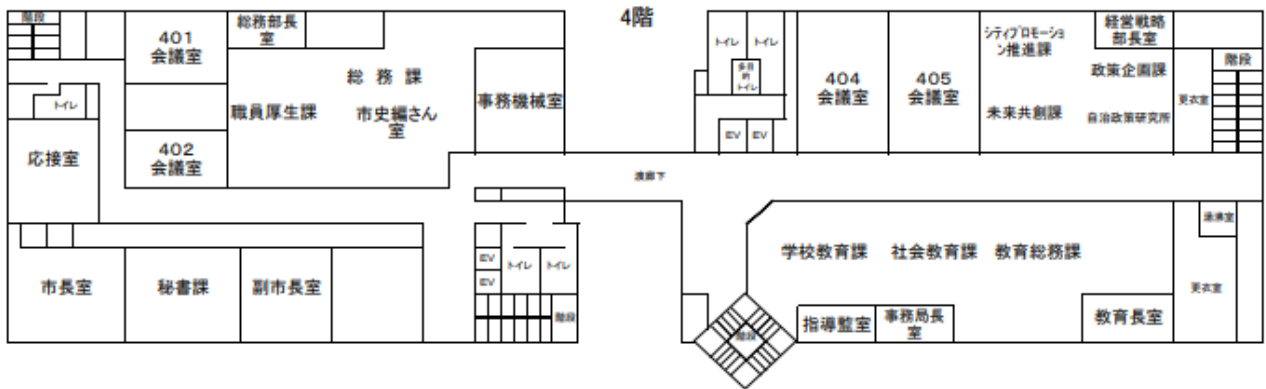
番号	施設名	電話番号	海抜	災害種別				
				津波	高潮	土砂	洪水	
							想定最大規模	計画規模
139	椿交流館	0898-76-3511	117.8	○	○	○	○	○
140	小松幼稚園グラウンド	0898-72-2702	16.1	○	○	○	○	○
141	小松東保育所グラウンド	0898-72-2305	26.3	○	○	○	○	○
142	小松中央公園	0898-72-5128	53.4	○	○	○	○	○
143	北川農村公園	なし	11.1	○	○	○	×	×
144	石根小学校	0898-72-2920	29.6	○	○	○	○	○
145	石根公民館	0898-82-2620	28.3	○	○	○	2階以上	○
146	小松体育館	0898-72-5327	24.1	○	○	○	○	○
147	小松武道館	なし	22.8	○	○	○	○	○
148	石根ふれあい公園	なし	34.5	○	○	○	○	○
149	妙口上児童遊園	なし		○	○	○	×	×

資料7 市役所庁舎レイアウト

西条市役所本庁及び西部支所、各サービスセンターのレイアウトを掲載しておりますので、市役所を訪れる際にご活用ください。なお、以下のレイアウトは令和5年5月現在のものですので、改修等により変更する場合がありますのでご注意ください。

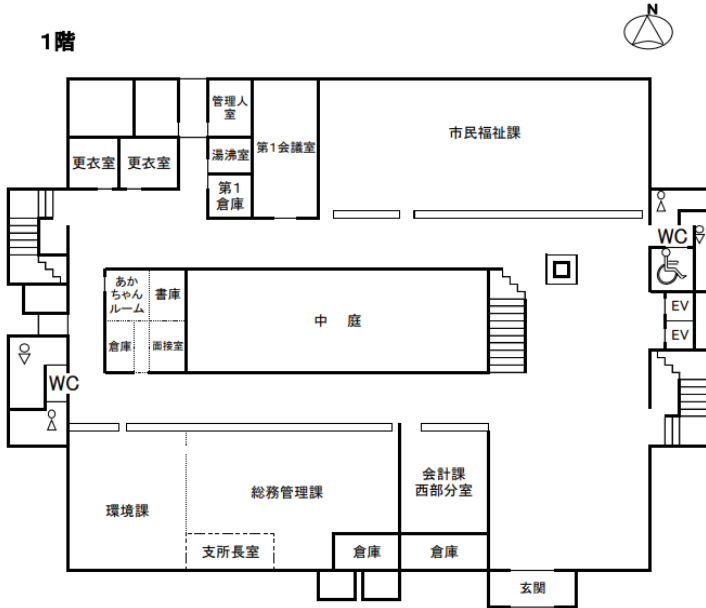
本 庁



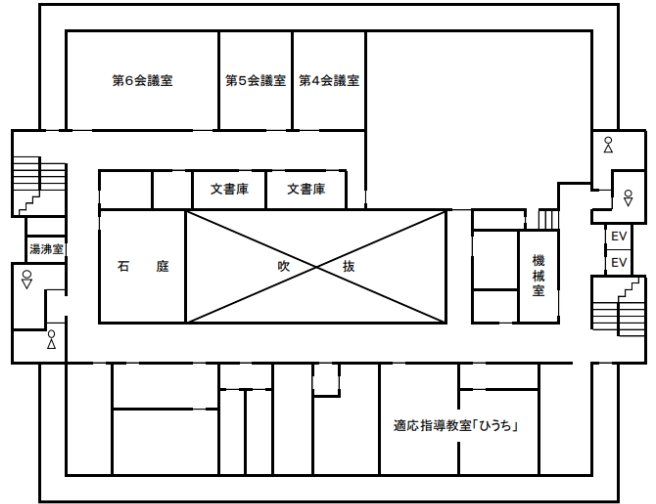


西部支所

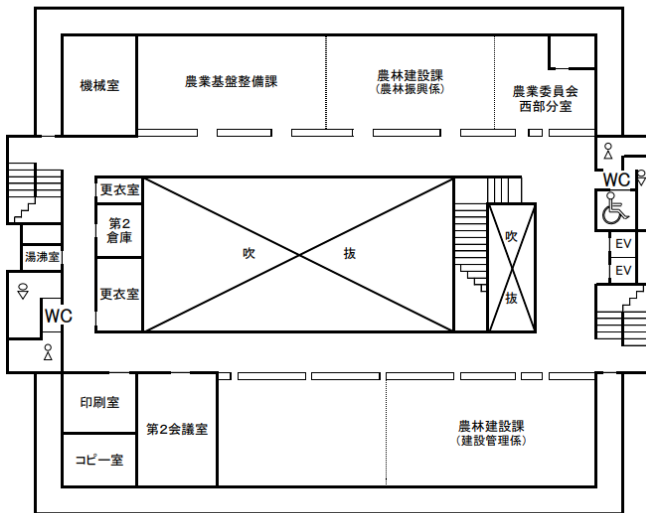
1階



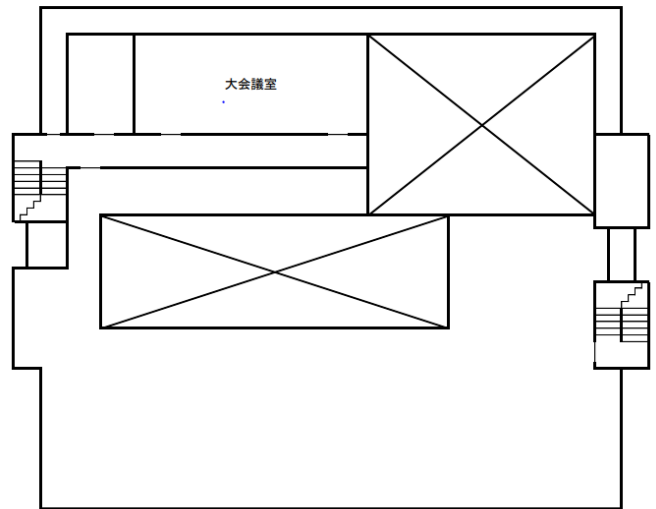
4階



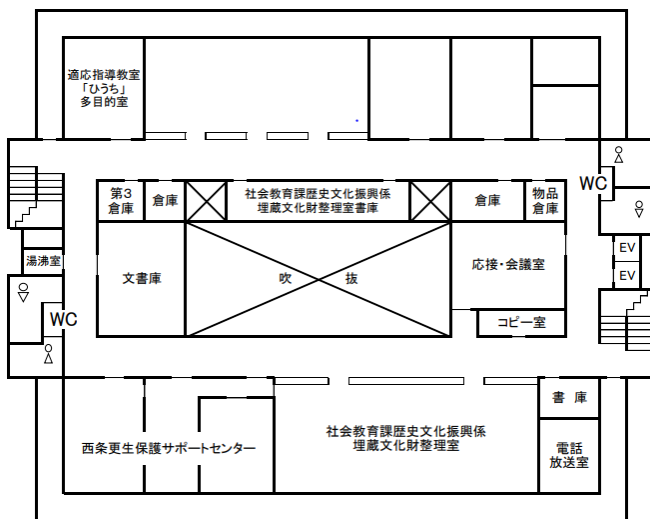
2階



5階

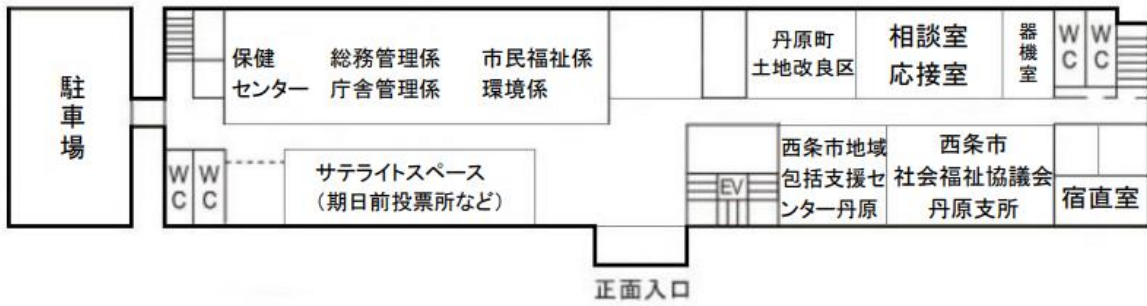


3階

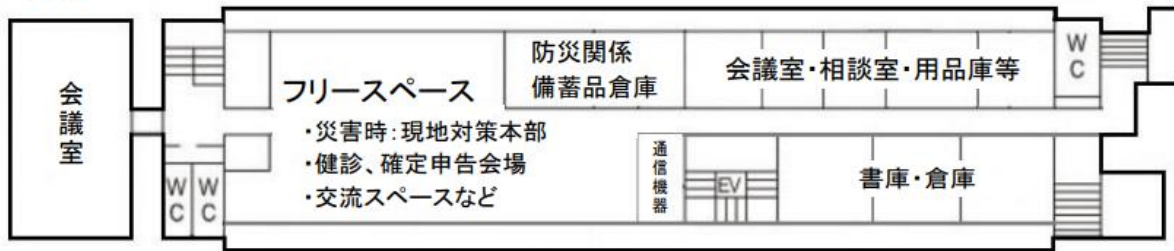


丹原 サービスセンター

1階

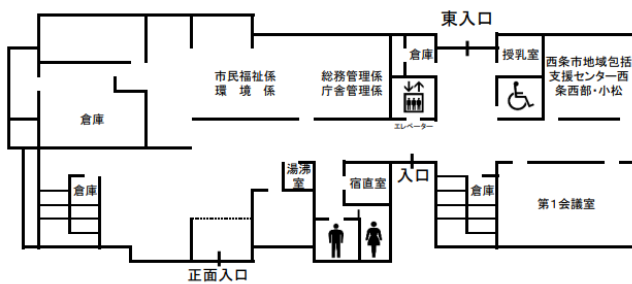


2階

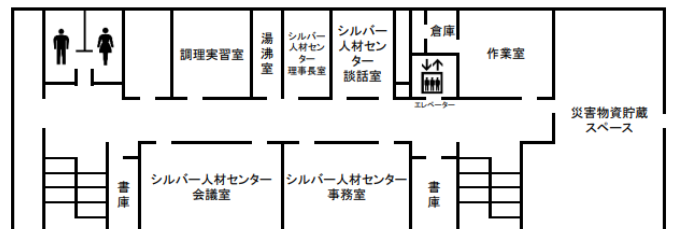


小松 サービスセンター

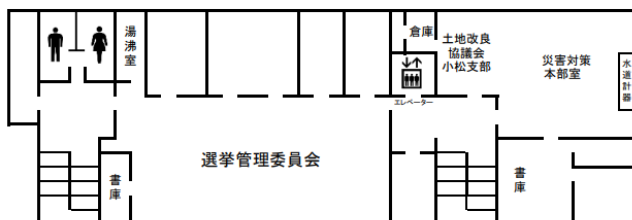
1階



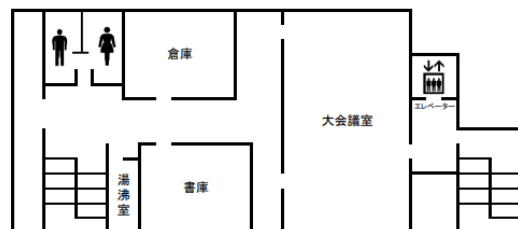
3階



2階



4階



資料8 西条市市民活動支援センターの紹介

市では、市民が自発的に行う公益的な活動（市民活動）を支援し、団体間の交流と連携を通して、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことを目的に「西条市市民活動支援センター」を設置しています。

センターでは、NPO法人、ボランティア団体はもとより、個人や自治会などの地縁団体が行う公益的な活動、企業の社会貢献活動などを広く応援するとともに、市が推進している地域自治組織の設立や運営に対する支援（会議の進行や資料づくりのサポート、情報提供、各種相談対応等）を行っています。

センター内には、会議スペースをはじめ、コピー機や印刷機などの各種設備を用意しています。（これらのご利用には登録が必要です。）

「活動をしたいけれど、何からはじめればいいのか分からない」という方や、「今よりも活動の幅を広げたい」という方など、活動の分野や規模に応じた幅広いお問合せやご相談に応じますので、是非、一度センターにお立ち寄りください。

概要

- 名 称 西条市市民活動支援センター
- 所 在 地 〒793-0023 愛媛県西条市明屋敷131番地2（旧こどもの国）
- 開館時間 10時から19時まで
※ 事前予約がある場合は21時まで
- 休 館 日 月曜日、祝日、年末年始、ほか
- 連 絡 先 電話：0897-53-2603、Fax：0897-53-2603
E-mail：info@saijo-ssc.jp
- ホームページ <http://saijo-ssc.jp/>

設備

（1）受付カウンター

正面玄関をに入って1階左奥に受付カウンターがあり、窓口では以下のような申込み受付・相談ができます。

- センターご利用の申込み
 - ・使用登録申請の受付
 - ・会議スペース予約の受付
 - ・印刷機などの使用受付
 - ・ロッカー、メールボックスなどの使用受付
 - ・その他の申込み受付



- 市民活動全般に関する相談
 - ・団体の運営に関する相談
 - ・情報の収集や発信に関する相談
 - ・補助金や助成金など、資金調達に関する相談
 - ・イベント開催に関する相談
 - ・他団体との連携に関する相談
 - ・市内で活動する団体情報に関する相談

(2) 会議室

A、Bと2つの会議室があり、ミーティングや打合せ、小規模な講座にもお使いいただけます。オンライン会議も可能です（定員 A：12人、B：8人）。なお、予約制となっておりますので、ご利用を希望される場合は、センターまでお問い合わせください。

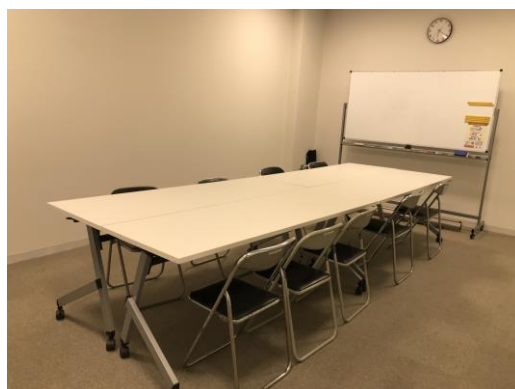
(3) 作業スペース

印刷機やコピー機などを設置しており、資料作成やチラシ制作にご利用いただけるスペースです。なお、利用時に実費負担をしていただく設備があります。

- ・コピー機
白黒：7円/枚、カラー：40円/枚
- ・印刷機
製版：100円/版、印刷：100円/100枚まで
※印刷用紙は持参してください。
- ・ラミネーター
A3：40円/枚、A4：30円/枚
※フィルム持参の場合は無料。
- ・シュレッダー
- ・大型パンチ
- ・裁断機
- ・中型ホッチキス



会議室 A



会議室 B



西条市地域コミュニティ 基本指針

概要版

～持続可能な暮らしの実現を目指して～



「地域コミュニティ基本指針」は、少子高齢化が深刻化し、人口が減少するという厳しい状況の中でも持続可能な暮らしを実現するため、本市がもつ地域の力が発揮できる環境を整え、市民と行政が互いに手を取り合って支え合いながら、時代に即した新たな地域の枠組みを構築していくための共通の指針として策定したものです。

地域の暮らしが明るく、より豊かなものとなり、住み慣れた地域でずっと暮らしていけるよう、みんなで一緒に取り組んで行きましょう。

持続可能な暮らしを実現する 地域コミュニティの構築

何を目指しているの？



少子高齢化・人口減少時代の中でも持続可能な暮らしを実現する地域コミュニティを構築し、行政だけでなく、地域をよく知る住民が中心となって、地域のことを地域で考え、地域の特性に応じて主体的に取り組み、自ら課題解決する「地域自治の実現」を目指しています。

地域コミュニティが目指す方向性は？



以下の4つの基本的な方向性を掲げ、少子高齢化・人口減少時代の中でも持続可能な暮らしを実現する地域コミュニティの構築を目指します。

多様な主体が「参加」する 地域コミュニティ

住民同士が交流を深め、世代・性別・立場を超えて多様な主体が活躍できる地域コミュニティを目指します。

団体同士がつながり、 「連携」する地域コミュニティ

地域で活動する団体同士がつながり、連携することで、お互いの強みを生かし、足りない部分を補い合いながら活動する地域コミュニティを目指します。

地域内での「話し合い」を 大切にする地域コミュニティ

地域内での話し合いを大切にし、一人ひとりの意見を尊重する地域コミュニティを目指します。

地域住民が主体となって 「課題解決」を行う地域コミュニティ

地域住民が地域課題を把握し、地域づくりの目標やビジョンの共有を図り、地域住民が主体となって課題解決を行う地域コミュニティを目指します。

実現に向けて、どんなことをするの？

市内全域での地域自治組織の設立を目指します！



何のために設立するの？

地域自治組織は、住民の暮らしを地域で守っていくために、自治会をはじめ、地域で活動する団体が、より多くの住民の「参加」のもと、団体同士が横につながることによって「連携」し、地域にとって本当に必要なことを「話し合い」、「課題解決」に向けて取り組むための仕組みです。地域自治組織は、「自治会や各種団体だけでは対応できない地域の課題を解決する」、「自治会や各種団体の活動を支える・補完する」ために設立します。

どんな組織なの？

- ・地域で活動する団体が横につながり、対等な立場で一体となって連携できる組織体制とします。
- ・若者や女性の参加を促し、多様な世代・立場の方が活躍できる組織とします。
- ・特定の方への負担を軽減するとともに、地域内で人材が循環する仕組みを構築し、持続性のある運営体制とします。
- ・地域の歴史や文化、個性や特徴、これまでの経験、既存の組織に配慮した組織体制とします。

どんな機能や役割があるの？

主に以下のような機能や役割があります。

- ・地域の声を集約し、住民のニーズを把握する。
- ・地域の課題を発見し、地域内で共有する。
- ・地域のやるべきことや目指す姿を明確化する。
- ・多様な主体が世代、性別、立場等を超えて活躍できる場を提供する。
- ・地域で行われる活動情報を住民に伝え、地域活動への参加を促す。
- ・様々な地域活動を通じ、地域人材の発掘・育成を行う。
- ・地域のつなぎ役として、地域で活動する各種団体の連携を促進する。
- ・地域で活動する団体の組織や活動を効率化し、負担の軽減を図る。
- ・地域内での話し合いを大切にし、一人ひとりが意見を言える場を充実させる。
- ・地域住民の主体性や自主性を育む学習機会の提供と充実を図る。



どんな団体を構成するの？

自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、学校、青年団、愛護班、消防団、防犯協会、交通安全協会など、地域で活動する各種団体を構成することを想定しています。また、企業を地域自治組織の構成団体として参加を呼び掛けることも大きな可能性を広げるものと考えます。（※地域の実情や考え方に応じて、柔軟な組織を構築することが望ましいと考えます。）



地域によって事情が違うのでは？

地域によって人口や規模、自治会の成り立ちや各種団体同士の関係性など、事情が大きくことなることから、画一的な手法で全市的な展開を行うことなく、地域の伝統や歴史、個性や特徴を大切に、丁寧な話し合いを重ねながら進めます。

市はどんなサポートをしてくれるの？

財政的な支援を行います

- ・ 地域自治組織の設立準備段階から財政支援を行います。
- ・ 地域の発想で多様な活動に使用することができる財政支援を行います。
- ・ 効率的かつ効果的な財政支援策の検討を行います。

人的な支援を行います

- ・ 地域自治組織の設立に向けての話し合いや設立後の活動の企画立案などに対し、適切な助言や支援ができる体制を構築します。
- ・ 多様なテーマを持って活動するNPOやボランティア団体、市民活動団体等、あるいは、専門的な知識を持つ大学等と地域活動が連携することができるように支援を行います。

様々な情報や機会を提供します

- ・ 先進的な事例や市内各地の地域活動の事例、地域コミュニティに関連する行政施策などの情報を積極的に発信します。
- ・ 市内の地域自治組織で活動する者同士や様々なテーマを持って活動するNPO等の市民活動団体が顔を合わせ、意見や情報を交換できる場を提供します。

人材育成を支援します

- ・ 多くの人々が地域で活躍できるよう、地域自治組織が行う担い手の発掘や地域活動を通じた人材育成を様々な形で支援します。
- ・ 講演会やセミナーを開催するなど、地域づくりに関わる人材に対して、学習機会の提供を行います。

【地域コミュニティ基本方針（概要版）】平成31年3月発行
西条市 市民協働推進課

TEL:0897-52-1462 / FAX:0897-52-1230 E-mail:shiminkyodo@saijo-city.jp



● 発行 ●

平成 26 年 7 月

平成 27 年 7 月 改訂

平成 28 年 7 月 改訂

平成 29 年 7 月 改訂

平成 30 年 5 月 改訂

令和 元 年 5 月 改訂

令和 2 年 5 月 改訂

令和 3 年 5 月 改訂

令和 4 年 5 月 改訂

令和 4 年 8 月 改訂

令和 5 年 5 月 改訂

西条市連合自治会（事務局：西条市 市民協働推進課内）

〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地

FAX 0897-52-1230